

# 平成27年第3回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

平成27年9月8日 開会

平成27年9月11日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 平成27年第3回新十津川町議会定例会

平成27年9月8日（火曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 財政援助団体監査結果報告
  - 5) 一部事務組合議会報告
  - 6) 常任委員会政務調査報告
- 第4 委員会への付託の報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第42号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第8 議案第43号 新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正について（内容説明まで）
- 第9 議案第44号 新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第10 議案第45号 新十津川町個人情報保護条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第46号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第12 一般質問
- 第13 議案第47号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）（内容説明まで）
- 第14 議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第15 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第16 議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（内容説明まで）
- 第17 認定第1号 平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第18 認定第2号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第19 認定第3号 平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第20 認定第4号 平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（概要説明まで）
- 第21 認定第5号 平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について（概要説明まで）

第22 報告第4号 平成26年度新十津川町健全化判断比率の報告について

第23 報告第5号 平成26年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	中畑	晃	君
会計管理者	乗松	真寿美	君
保健福祉課長	野崎	勇治	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	村中	忠夫	君
教育委員会事務局長	遠藤	久美子	君
代表監査委員	山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮	正人	君
--------	----	----	---

---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。  
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。  
皆さんご起立ください。  
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦していただきます。  
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
- 

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいまから平成27年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項がございますので、報告を求めます。  
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
- 

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。  
9番、長名實君。10番、笹木正文君。両君を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの4日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、西空知広域水道企業団議会の報告を、鈴木康裕君よりお願いいたします。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。それでは8月25日に開催されました西空知広域水道企業団議会の内容について、ご報告をさせていただきます。

報告第1号といたしまして、水道事業会計の資金不足の審査についてであります。監査委員の監査意見書が添付されておりました。資金不足はなく問題なしという報告でございました。

議案といたしましては、3件が各種事務組合の規約の変更についてでありまして、加入及び脱退する団体が生じた時に、それぞれの議会で承認をとりつけるという内容のものであります。

最後に議案第7号といたしまして、平成26年度西空知広域水道事業会計の決算承認というのがございましたが、一部会計制度の見直しにより、減価償却費の取り扱い区分が変更になった点がございます。監査委員の方から決算審査意見書が提出され、詳しい説明をいただきました。細かい数字等につきましては省略させていただきますが、純利益といたしまして834万6,921円が生じたといった内容でございます。これにつきましても、全会一致で認定をいたしました。

一つだけ一般質問ということではなかったのですが、議員から質問が出されました。お隣の西空知水道企業団で発生した水道水の異臭騒ぎについてであります。8月中旬の多量な降雨、気温上昇により滝里ダムでのプランクトンが異常発生し、水質の低下を招いたということでありました。西空知水道企業団管下でこのような心配はないかとの質問でございましたが、徳富ダムの取水は、低い所からでもあり、水温も低い。取水施設についても監視施設の制御コンピュータを更新したので、安全には十分配慮しているとのことでありました。

以上で、平成27年度第2回西空知広域水道企業団定例会の報告を終わります。詳細につきましては、議案書とともに事務局に置いてありますので、お目直しをお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会報告の報告を安中経人君よりお願いいたしま

す。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） おはようございます。議長より指示がありましたので、滝川地区広域消防事務組合議会について報告をいたします。

先の第2回定例会以降、臨時会が2回開催されております。

はじめに、7月31日開かれました第3回臨時会について。欠席議員2名の届出の中、議案3件について審議したものであります。はじめに、議案第1号、工事請負契約の締結について。工事名は、滝川地区広域消防事務組合芦別消防署消防救急デジタル無線設備整備工事であります。提案のとおり、契約の締結について可としたものであります。

次に、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。提案のとおり可としたものであります。

議案第3号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。この件についても、提案のとおり可としたものであります。

次に、8月25日開かれました第4回臨時会について。欠席議員1名の届出の中、議案1件について審議したものであります。議案第1号、平成27年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第1号についてであります。内容は、歳入歳出にそれぞれ2億2,659万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,517万4千円に改めるものであります。

その詳細は、1点目は、消防費の新十津川消防団費において、第5分団配置のポンプ車の修繕が必要となったものによることであり、財源は新十津川町拠出繰越金を充当するものであります。

2点目は、同じく消防費の滝川消防施設費において、はしご付消防自動車更新に必要な経費であります。財源は、地方債の緊急防災・減債事業債を新たに起こすものでございます。なお、起債対象外については、滝川市拠出の繰越金を充当して財源とするものであります。提案のとおり可としたものであります。

なお、会議資料については、事務局の広域消防事務組合関係ファイルに保存してありますので、お目通しをいただき、2回の会議についての報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を、杉本初美君よりお願いいたします。

〔2番 杉本初美君登壇〕

○2番（杉本初美君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、8月28日召集されました、第2回空知中部広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

上程されました議案8件と認定4件は、すべて可決されております。

認定第1号、平成26年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算では、82万4,427円。認定第2号、介護保険事業会計歳入歳出決算では、2,252万4,717円。認定第3号、国民健康保険事業会計歳入歳出決算では、1億6,280万3,680円。認定第4号、障害支援事業会計歳入歳出決算では、13万8,853円と、それぞれ会計が黒字になっておりまして、健全財政が維持されています。

議案第1号から議案第4号までは、それぞれ補正予算であり、議案第1号、平成27年度空知中部広域連合一般会計補正予算第2号は、平成26年の決算により繰越金の補正。

議案第2号、介護保険事業特別会計補正予算第2号は、包括的支援事業費2,098万9千円と償還金2,852万9千円の合計4,951万8千円を補正。財源は、繰越金、繰入金等を充当しております。

議案第3号の国民健康保険事業会計補正予算第1号と議案第4号の障害支援事業会計補正予算第1号は、平成26年度の決算により、繰越金を補正したものであります。

議案第5号、空知中部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例は、行政手続法の改正に伴い、行政指導の中止等を求め及び処分等の求めに関する規定を整備するため、本条例の一部を改正したものであります。

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、組合の構成団体中、加入及び脱退する団体が生じたこと。

議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、条文の一部改正と組合の構成団体中、加入及び脱退する団体が生じたことであります。

議案第8号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、組合の構成団体中、加入及び脱退する団体が生じたことに伴って変更を協議するために提案するもので、いずれも可決しております。

以上、第2回定例会の内容ですが、資料は事務局に提出してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、各常任委員会の政務調査報告をお願いいたします。

まず、総務民生常任委員会政務調査報告を、西内委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員長 西内陽美君登壇〕

○総務民生常任委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、去る7月31日に実施いたしました総務民生常任委員会の政務調査の報告をいたします。

今回の政務調査は、少子高齢化、人口減少に対する方策として、若い世代、子育て世代が転入、定住していただくために、どのような施策事業が必要とされるのか。また、すでに本町に居を構えていらっしゃる方々が、安心して歳を重ねるには何を整備すればよいかの2点を目的に実施いたしました。

上川管内の鷹栖町で買い物支援事業を、東川町では定住促進施策、子育て支援施策について研修をしてまいりました。参加者は、委員会の5名、議長、議会事務局2名、総務課職員、保健福祉課職員各1名でございます。

まず、鷹栖町の買い物支援事業の報告をいたします。鷹栖町は、本年3月31日時点で、人口7,257人、世帯数3,099世帯で、65歳以上の人口が2,188人、高齢化比率30.2パーセントとなっております。

鷹栖町では、町内中心地区にある唯一のスーパーが閉店するなどの事情もあり、平成25年3月に実施された住民アンケートで、車の運転ができなくなったら、このまちには住み続けられないという、買い物に対する不安が顕著に表れたそうです。買い物に対する不安を解消すること。そして、高齢者世帯への商品宅配サービスを行っていた店舗の閉店に伴う、新たな買い物難民を急増させないために、住民同士の助け合い、支え合いによって買

い物問題を解決すべく、1年後の平成26年4月に買い物支援センターを立ち上げ、地域福祉活動に特化し、住民運動に精通している町社会福祉協議会に事業を委託しています。

買い物支援事業は、ご高齢者や妊婦さんなど、お店まで行けない、重たい物を持ってない、子供や同居人などに買い物を頼みづらい等、買い物に困っている方すべてを対象に実施しています。

事業の概要ですが、買い物支援を受けたい方は、あらかじめ買い物支援センターに登録。御用聞きサポーターとなっている地域住民は、利用者宅を訪問して注文を聞き取り、買い物支援センターへ伝えます。センターから地元の商店へ連絡。商店が直接商品を配達。代金を受け取る仕組みになっています。御用聞きサポーターが利用者宅を訪問するガソリン代などの代わりに、町内商店街発行の商品券を支給しています。

この事業の特徴は、買い物対応を電話のみで終らせるのではなく、御用聞きサポーターによる戸別訪問で、高齢者等の安否確認や話し相手を務め、孤立を防止する役割を担い、同時に町内の商店振興にも寄与しているところです。

鷹栖町の住民の方々が、今生活している上で困っていることとして上げた課題324点には、ご近所同士のつながりが無い、安否確認したくても拒否される、身近な場所でおしゃべりしたい、地域の伝統を継承できない、買い物に行けない、車が無ければ生活できないなどがあったそうですが、住民の不安や住み続けられない課題を一つずつ解決していく中で、地域の課題に気付くこと、住民が参加しやすい仕組みを作ること、相乗効果を生み出す仕掛けを作ること、それらを考えると、地域における新たな支え合いを構築し、サービスの充実より、頼れる人の存在を掘り起こす重要性にたどり着いたそうです。

本町も高齢化が進んでいます。また、介護保険法の改正により、地域の福祉力が求められている昨今、自助、共助、公助のまちづくりを改めて考えさせられる大変意義深い研修であったと振り返ります。

次に、東川町での定住促進施策、子育て支援施策についての報告をいたします。

写真のまち、写真甲子園で有名な東川町は、昭和25年の人口1万754人をピークに、その後減少傾向が続き、平成5年度には7千人を切りましたが、人口8千人を目標に掲げ、様々な施策の実施により、26年に目標人口を達成、今年5月31日時点で8,034人となっています。

道内でも数少ない人口増加自治体であること、特に子育て世代の転入が多いとのことから、視察を行ったものでございます。

東川町の役場の組織には、定住促進課という課があり、ワンストップ窓口の機能を果たしております。具体的な定住施策については、一定の景観に関して基準を満たす住宅の建築、車庫、物置等の付属建築物の建築、65歳以上の住宅改修、2世帯住宅の建築、増改築、太陽光発電システムや間伐材を利用する薪ストーブの設置などへの補助があります。

また、移住体験用にワンルームタイプから、家族用、1戸建てタイプなどの多様な宿泊施設が充実しています。さらに、除雪問題には、飛び地除雪と言って、除雪車の後を小型の除雪車がついて走り、玄関間口の置き雪を取り除く手法を取っているとのことでした。除雪車が置いていく重く硬い雪への対処は、高齢化が進む地域の共通の課題でもあるようです。

子育て環境においては、平成14年、幼稚園と保育所を一元化、ゼロ歳児から5歳児対応



の幼児センターとして開園しています。27年7月1日現在、在籍園児数254人、職員は、看護師3名、栄養士2名、調理員7名を含む60人体制で、ゼロ歳児から5歳児まで一貫した系統的な教育保育過程を編成しています。障害児保育、体調不良児対応型病児病後児保育事業、小学校との連携プログラム、ALTによる英語教育も展開しており、特別支援教育支援員の配置、栄養士による食育、離乳食やアレルギー対応もしています。

東川町の研修には、教育長もご出席くださりまして、子育て支援施策を説明していただき、小学校の校舎内に学童保育センターが置かれていることも聞いてまいりました。保護者が安心して働きに出られる環境や、仕組みを整えるのも子育て支援の側面であろうと考えたところでございます。幼児期から切れ目のない子育て支援に向け、今後の委員会活動に大きなご示唆をいただいた研修でございました。

長くなりましたが、以上で総務民生常任委員会の政務調査の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

続いて、経済文教常任委員会政務調査報告を安中委員長よりお願いいたします。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） 議長より指示がありましたので、経済文教常任委員会管外政務調査についての報告をいたします。

調査日は、平成27年7月24日、調査場所は余市町役場でございます。

調査は、農業の6次産業化への取組みについて。出席議員は、欠席委員1名の中、4名と議長の帯同をいただき、議会事務局職員2名の随行で行なったものでございます。

目的は、本町における農業の持続と新たな経営の展開を6次産業を取り入れるための調査についてでございます。先進事例の自治体において、その取組みについてを調査を行うこととしたものであります。

初めに調査の内容でございます。余市町における農業の現状から。これは農業センサスよりのデータでございます。経営体数は、平成7年で561戸、平成22年で405戸、この15年間で156戸の減少。減少率は約28パーセントとなっております。就業人口は、同じく平成7年で1,351人、平成22年度で909人、15年間で442人の減少であり、減少率は33パーセントとなっております。このことから、1戸当たりの就業人数が減少しているものと伺えます。

次に、経営耕地面積でございますが、平成7年で1,502ヘクタール、平成22年で1,007ヘクタールということで、この15年間で495ヘクタールの減少であり、減少率は約33パーセントであったが、ほとんどが果樹の減少であります。

次に、余市町農業の特徴的な取組みについてでございます。

1つとして、新規就農対策。余市町新規就農活動支援センターの設置により、昭和51年調査開始以来、平成26年までに、新規就農者は119名で、経営形態は果樹経営が69名、施設型野菜に25名、果樹と施設複合型に8名となっております。本年の新規就農希望者は、6名ということになってございます。

2つ目として、クリーン農業の推進についてでございます。エコファーマーの導入拡大と廃プラスチック適正処理の推進ということで、エコファーマー認定が果樹農家で33戸、野菜農家で63戸となっております。クリーン農業を基本とした組織的生産販売の取組みも行われております。北のクリーン農産物表示制度の承認で、りんご生産組合と余市町ハ

ウスぶどう生産組合が継続的な活動と拡大、有利な販売とクリーン農産物の栽培普及の取組みを行っていたものでございます。

3つ目は、都市と農村の交流ということで、まず観光農園、直売活動、グリーンツーリズム推進ということでございます。なお、もう1つは、北海道チャレンジパートナー特区計画の認定を本年5月に受けております。道の規制、基準の緩和、権限移譲等の特例措置の適用により、地域経済のさらなる活性化を目指したのでございます。

このことから、調査目的であります農業の6次産業化の取組みについてでございます。生産加工販売を一体化して、農業の総合産業として発展されるものとする可能性のあるもののリストアップ。6次産業化を進めることが可能なものを、改めて、また、ピックアップしている状況でございます。6次産業の取組みに向けたベースが整理されていることが明らかでありました。

内容は、ワイン産業の振興、新商品の研究開発。これは、女性農業者の商品開発研究、フルーツグレードアップ研究協議会の設置等により、北大との連携による6次産業化の推進が行われていたものであります。もう1点は、余市ブランド化のPR強化ということで、町内加工品の情報集約、情報発信。マーケットは、札幌圏をターゲットとしております。現在は、ホテルポールスターとの連携で行ってまいりました。その他、札幌オータムフェスタ、あるいは北大マルシェなどへの出展などが行われておるような内容でございます。

最後に、6次産業化の展開に向けた講演会の実施。これは、フィードバックにより6次産業化の取組みのフィードバック点検がなされていたものと思われております。このことから、6次産業化の成果と課題について、お話を伺ってまいりました。

まず、成果については、新規就農者の増加。内容は、平成17年度から45人、ワインぶどう生産者10名となっております。

また、ワイナリーの増加。平成22年度では1件であったものが、平成27年で6か所に増えていると。今後の新規申請が2件以上あるというような内容でございます。

また、栽培面積の拡大ということで、平成21年度から26年度までに、672ヘクタールが増加している。農業センサスにおける耕地面積の減少495ヘクタールをここで吸収しているような感じに伺っております。

一方、課題でございますが、ワインでは、原料の安定供給、新規就農者に対する技術指導、品質向上、就農先の確保というのが課題として、今後残されているようなことで伺ってまいりました。

また、もう1点は、加工創作活動であります。PR、販売促進、商品開発力の向上、推進体制の強化の方策などが上げられていたものでございます。

このような内容で、6次産業化の取り組みが調査の内容として余市町から伺ってきたものでございます。

最後に、簡単ではございますが、調査の総括を述べたいと思います。

まず現状、統計などから適正に整理され把握していること。今後を見据えて大学などとの連携を取り入れており、そこから市場開発など、販路の確保がなされていたという点。6次産業化の取り組みにより、新規就農者が相当数確保され、農業における担い手がうまく継承されていることと、遊休農地が解消されていることにつながっているということでございます。今後の課題をきちんと見据えており、さらに、向上させる検討課題としてい

る前進的な取組みも注視したい。このことから、本町と農業形態が違うにしても、チャレンジを積極的に進めていることを参考にすべきとみるものでございます。

本町は、水稻主体で農業展開を図っているが、まちの活性化など総合的に判断する余市町のように、産業を活性化させて、人口問題も併せて成果が出ている点は、大いに参考としなければならないと感じ取ったものでございます。今後、当委員会において、これらについて、新十津川農業の6次化について研究する必要があるものとみるものであります。

以上、政務調査についてのでん末を報告して終わりとします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会政務調査報告を終わります。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎委員会への付託の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会への付託の報告を行います。

陳情の委員会付託について、私から報告いたします。

本日まで受領した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおり、経済文教常任委員会に付託したので報告いたします。

ここで10時50分まで休憩いたします。

(午前10時40分)

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に戻り会議を再開いたします。

(午前10時50分)

---

#### ◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 改めまして、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成27年第2回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料が配布されていると存じますので、各課ごとに何点か抽出させていただきながら説明をさせていただきます。

はじめに、総務課から申し上げます。

十津川村水害慰霊祭であります。去る8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村紀伊半島森林植物公園において開催され、長谷川議長とともに出席をし、ご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りいたしましたところでございます。式典には、奈良県松谷副知事をはじめ自衛隊、警察、消防等の関係者約200名が出席をしたところでございます。また、7月に母村を襲った台風11号の豪雨により、人的被害はなかったものの、栗平地区の土砂ダム等に被害があった旨、更谷村長から説明を受けたところでもございます。

次に、表彰であります。去る6月24日、町に多額の浄財をご寄附いただきました大和区山田恵子様、6月29日には、貴重な土地のご寄附をいただきました苫小牧市の宮下重喜様、さらには、8月18日、多額の浄財並びに土地のご寄附をいただきました大和区の河原美智子様に対しまして、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈したところでございます。

2ページをお開き願いたいというふうに思います。

ふるさと応援寄附金事業であります。町外の方から新十津川町を応援していただくことを目的とした、ふるさと応援寄附金制度は、今年度、専用サイトからパンフレットの申込みを可能とし、7月からお礼の品を6品から30品と大幅に増やしたところ、8月31日現在で全国各地から3,285名、4,250万円の寄附をいただいたところでございます。

次に、定住促進事業であります。新十津川町内に定住していただくことを目的に奨励金を交付する定住促進事業は、8月31日までに8世帯の住宅取得者から申請があり、交付金と合わせて、お子さんのいる世帯には町内のお店で使えるふれあい商品券を交付をしたところでございます。町内で新築住宅の建設も現在見られることから、年末にかけて申請が増えるものと考えているところでございます。

次に、まちづくり懇談会であります。住民の皆さんと直接意見交換させていただく場の一つとして、まちづくり懇談会を開催いたしました。7月1日から8月11日までに全行政区を回り322名の方々と懇談をさせていただいたところでございます。今年度は、地方版総合戦略に向け、小、中、高校生や子育て中の方、さらには各団体の青年部、そして議員各位のご協力、ご参加をいただいたところでございます。多くの町民の皆さんからいただきました忌憚のないご意見については、今後5年間の総合戦略の中に取り入れるよう担当課に指示をいたしたところでございます。

次に、要望であります。開発要望では、空知総合開発期成会による平成28年度北海道開発予算要望について、7月14日に北海道庁において、北海道知事及び道庁各関係部局に対し要望を行い、7月29日には中央要望として東京都において国土交通省ほか関係各省庁及び北海道選出国會議員に対する要望を行ったところでございます。また、7月15日、滝川駐屯地の増強に伴う隊員宿舎の誘致を求めるため、自衛隊協力会により防衛省に対し要望を行ったところでございます。国会会期中であったため、防衛大臣は不在でしたが、防衛事務次官及び陸上幕僚長に直接、要望を行ったところでございます。

続きまして、消防であります。7月12日には役場前駐車場において、滝川地区広域消防事務組合演習並びに新十津川消防演習を実施いたしました。消防職・団員、婦人防火クラブ員、少年消防クラブ員、防火モデル地区住民など274人の参加をいただいて、厳粛かつしっかりと消防演習をしていただいたところでございます。

次に、総合防災訓練であります。8月30日、北海道開発局札幌開発建設部、陸上自衛隊滝川駐屯地第2普通科中隊、滝川警察署ほか関係機関、行政区や赤十字奉仕団、住民など総勢329人が参加し、総合防災訓練を実施いたしました。総合防災訓練は3年ごとに実施をしており、今回は石狩川の増水による洪水を想定し、住民の避難訓練を中心に情報伝達訓練や炊き出し訓練のほか、7種類の体験コーナーを設置し、それぞれ訓練をさせていただいたところでございます。

次、4ページになりますが、住民課関係でございます。

交通安全及び防犯であります。交通事故の発生状況につきましては、平成27年6月1日から8月31日までの発生件数は3件、負傷者数は5人、死者数はゼロ人となっており、平成24年4月23日に発生した交通事故死から今年8月31日までで、交通事故死ゼロ1,225日となっております。6月6日の砂川市での交通死亡事故に伴い、空知管内に交通死亡事故多発警報が発表され、6月12日に実施された管内市町村による一斉パトライト作戦に参加

したほか、防災無線による注意喚起及び関係機関へのパトロール強化の呼びかけを行っているところでございます。また、7月11日から20日まで夏の全国交通安全運動が実施され、関係団体の協力により、街頭指導やパトライト作戦などを展開をいたしたところでございます。今後におきましても、9月21日から実施される秋の交通安全運動等もありますので、関係団体と連携を図りながら一層の交通安全の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページの環境衛生でございます。新十津川町環境基本計画に定めました実施計画の平成27年度実施状況につきましては、綿製品・衣服回収事業では、8月31日現在で223件、2,656キログラムの綿製品、衣服、靴、靴等を回収したところでございます。回収品は専門業者に引き渡した後、衣服、靴、靴等は輸出ルートに乗り再利用されており、綿製品の回収品は業者によりウエスとして再製されてございます。廃食用油回収事業は、役場を含め町内7か所の回収拠点で、4月1日から8月31日現在で423リットルを回収いたしました。回収した廃食用油は、社会福祉法人明和会に引き渡し、花月サポートセンター体育館の暖房用燃料として利用されることとなります。不法投棄対策は、町内8か所に廃棄物の不法投棄防止看板を設置し、防止啓発を呼びかけてまいりました。また、平成27年6月1日から8月31日までの不法投棄件数は、5件あり、テレビ、古タイヤなど約9点を回収したところでございます。

次に、7ページになりますが、保健福祉課関係について説明をさせていただきます。

最初に、ふるさと学園大学でございます。6月に健康運動指導士による健康運動と北海道電力株式会社による電力の講話を開催し、143人が受講されました。7月には、社会見学旅行が行われ、137人が旭川市の旭山動物園を見学されたところでございます。

次に、新十津川長寿を祝う会であります。8月27日、改善センターにおいて、満76歳の方と満80歳以上の方を対象に、長寿を祝う会を開催いたしました。議員各位も出席をしていただきましたので、ご承知のとおりだというふうに思いますけれども、慶祝対象者942人中361人の出席と、来賓、世話人等75人が参加し、長寿をお祝いさせていただいたところでございます。なお、本年の節目対象者は、百歳3人、白寿6人、米寿47人、喜寿97人の計153人となっております。

次に、8ページをお開き願いたいというふうに思います。

保育園の関係でございます。9月1日現在の入園児童数は、70人となっております。昨年同期と比べますと2人の増となっております。また、一時保育の利用状況について、これは、4月1日から8月31日までに延べ児童8人、28日の利用がございました。延長保育の利用状況については、同じく4月1日から8月31日までに延べで児童6人、6日の利用があったところでございます。

次に、9ページの下段になりますけれども、介護保険関係でございます。平成27年7月31日現在の介護認定者数は407人であります。昨年同期と比べ13人増加となっております。内訳でございますけれども、要支援1が58人、要支援2が42人、要介護1が91人、要介護2が69人、要介護3が59人、要介護4が49人、要介護5が39人となっているところでございます。

健康診査関係についてでございます。6月1日から7月31日までに特定健診297人、20歳30歳代の若年者健診109人、後期高齢者健診113人が受診をしてございます。また、がん

検診では、胃がんで333人、肺がん434人、大腸がん420人、前立腺がん143人、乳がん2人、子宮がん4人、30歳代乳がん5人、その他に、骨粗鬆症健診165人、肝炎検診84人、エキノコックス症検査403人が受診をしてございます。6月24日から28日まで実施をいたしました集団健診の結果説明会では、345人に対し保健指導を行いました。特定健診受診者のうち指導対象となったのは、積極的支援が3人、動機付け支援が19人となったところでございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。

2つの給付金でございます。消費税増税に伴う臨時的な給付措置として、昨年度と同様に臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を8月17日からゆめりあにおいて申請受付を開始し、9月8日から3日間は花月、徳富、大和区で臨時窓口を設けることとしており、受付は、11月17日までとなっております。8月31日現在の申請及び給付状況でございますけれども、臨時福祉給付金は、1,673人の対象者に対し、728人分の申請があり、申請率は43.5パーセントとなっております。子育て世帯臨時特例給付金は、778人の対象見込児童数に対し、368人分の申請があり、申請率は47.3パーセントとなっております。

次に、産業振興課関係でございます。

13ページの上になりますが、地域農業再生協議会では、7月1日から7月3日までの3日間、転作等現地確認を行ったところでございます。平成27年産の主食用米の配分面積は、当初3,174ヘクタールに対し、他市町村との地域間調整により201ヘクタール増え、最終の作付目標面積は3,375ヘクタールとなったところでございます。昨年と比較すると64ヘクタールの増となっております。

次に、営農振興対策協議会では、カメムシ現地調査を7月14日から8月18日の間に、町内14か所、うち6か所にフェロモントラップを設置で計6回にわたり実施をし、調査結果を直接農業者にハガキで通知するとともに町ホームページに掲載し、防除の適正化に努めたところでございます。また、営農研修会が6月25日にライスボックス21の検査場前で行われ、14人の農業者が水稻の今後の栽培管理について、説明を受けたところでございます。後継者対策として、8月2日札幌市で、新十津川町独身農業者と独身女性の交流会を行い、札幌市の20代から40代の女性8人と本町男性5人が札幌ドームで野球を観戦しながら交流を行ったところでございます。

次に、新規就農者でございます。8月5日に新規就農者の方々を対象とした激励会がJAピンネ本所で開催され、今年度はJA管下で8人が後継者として就農されたところでございます。本町分は、この内5世帯7人となっております。

次に、地域おこし協力隊でございます。都市地域から過疎地域に生活の拠点を移し、地場産品の開発、PRや農業への従事など、その地域で様々な活動を行う地域おこし協力隊の2人目を7月1日に委嘱をいたしました。今回は農業支援員として、農家等に出向いて農作業を手伝いながら、農業技術を習得し、将来は就農を目指しているところでございます。

次に、有害鳥獣駆除の関係でございます。8月31日現在のエゾジカ駆除数は131頭で、昨年同時期より大幅に駆除数が増えてございます。また、アライグマの捕獲数は8月31日現在で40頭となっており、昨年度の実績の15頭を大幅に上回っているという状況になってございます。

続きまして、地元消費拡大事業でございます。まちが地域住民生活等緊急支援のための交付金等を利用して商工会に助成をいたしましたプレミアム付き商品券、3割増の2回目の販売が7月5日に行われ、用意をいたしました4,000万円分が即日完売となったところでございます。また、町内の消費拡大と商業の活性化を図るため、商工会が主催をいたしますスタンプラリー事業を、まちは支援をしてございますが、その第1回目の抽選会が8月23日商工会館で開催され、1,734人が抽選会に訪れているところでございます。

次に、観光資源発掘事業でございます。外国人の視点を通して本町の隠れた魅力を発見し、新たな観光につなげることを目的とする観光資源発掘事業が8月17日から21日まで北海道大学の協力により行ったところでございます。東南アジア出身者を中心とする8人の留学生が町民にインタビューをするなど町内を見て歩き、20日には総合健康福祉センターで発表会を開き、本町の印象や新しい観光のアイデアなど、勉強中の日本語で明るく発表をしていただいたところでございます。

次に、PRキャラクターでございます。観光PRキャラクター「とつかわこめぞー」の着ぐるみがこのほど完成をし、ふるさとまつりのオープニングでお披露目をいたしました。また、8月4日には札幌市大通公園のビアガーデン会場で、本町のPRに出動し本格的に活動を行なっているところでございます。

都市と農村の交流でございます。しんとつかわで心呼吸。推進協議会では5月から8月までの間、道内外の修学旅行の中学生や高校生等15校353人を農業体験で受け入れさせていただいてございます。また、新十津川丸ごと体験ツアーの2回目を7月30、31日に実施をし、札幌圏から親子など14人が来町し、トマトやトウモロコシなどの収穫体験をするほか、流し素麺、バーベキューなどで楽しんでいただいたところでございます。

次に、建設課関係でございます。

工事発注状況でございますけれども、8月31日現在における建築、土木、林業関係の工事発注状況は、平成26年度繰越分を含め、発注済み本数が27本、発注済額は4億257万円となり、発注率は本数で77.1パーセント、予算額対比で77.3パーセントとなっております。発注済のうち、8月末で11本の工事が竣工し、主なものといたしましては、南中央団地舗装補修工事、錦野団地舗装改修工事が完了をしてございます。また、現在進行中の工事は、弥生東1線舗装改修工事ほか15件となっております。今後の主な発注工事は、ふるさと団地内道路舗装改修工事、山間地道路整備工事その2ほかを予定をしているところでございます。

以上をもちまして、平成27年第2回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

### ◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。それでは、議長のご指示をいただきましたので、第2回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告申し上げます。

まず、教育委員会関係では、6月定例会以降、2回の定例教育委員会を開催しております。7月16日は、報告事項4件の説明を行いました。報告第27号では、臨時代理の報告として、空知教育センター組合規約の一部変更に係る町議会議長に対する意見について、報告をしています。報告第29号では5月に小中学校の児童生徒に実施した、いじめに関する調査の集計結果について報告しています。なお、本町では、いじめと判断される事案はないと報告したところでございます。

8月28日は、報告4件と議案1件の説明を行いました。報告第32号では、8月24日に経済文教常任委員会で報告いたしました学校給食センター等調理業務について、安全安心でおいしい給食を供給するために、調理員の不足等、現下の課題を克服するため、新年度から調理等業務を委託したい旨、スケジュール等を報告いたしました。また、関連して、報告第33号では、委託業者の選考を円滑に行うため、これに伴う選考委員会要領の制定について報告いたしました。議案第20号では、平成28年度に使用する小中学校用教科書図書の採択について承認をいただきました。

次に、視察研修ですが、7月3日に教育委員の士気の高揚と資質の向上を高めるために、第3回中空知管内教育委員研修会を本町のゆめりあで開催いたしました。講師に本町出身の丸山健弁護士をお招きし、性的マイノリティーと法律を演題として、ご講演をいただいたところでございます。

次に、小中学校関係ですが、9月1日現在の児童生徒数の合計は521人となっております。

2ページ目をお開き願います。

新十津川中学校の学校祭が、9月5日、6日の両日行われました。今年のテーマは、星翔ということで、一つひとつの星を繋ぎ、自分という名の星座を創造するという趣旨でありました。各クラスの合唱発表など、クラスが団結する素晴らしい学校祭でありました。

中学校体育大会等の結果は、ここに記載のとおりであります。全道、全国に進出した種目のみ報告させていただきます。まず剣道ですが、全道大会が8月1日に乙部町で開催され、2年生男子の清野麟太郎さんが個人戦に出場しましたが、惜しくも予選リーグで敗退いたしました。

続きまして、卓球でございます。3年生女子個人の後木玲奈さんが全道準優勝となり、8月21日から24日まで、宮城県利府町で行われた全国大会に出場いたしました。私も中学校の校長と一緒に応援に行っていました。全国大会には、3年連続出場ということでございましたが、過去2回は初戦敗退でございまして、また今年も、試合の前日に発熱を出し寝込むという悪コンディションの中、当日は、1回戦は横浜の選手と3対0、2回戦は大分の選手と3対1で順調に勝ち進み、3回戦は、日本卓球協会推薦選手との対戦ということで、この選手は地区予選免除の選手でございましたが、惜しくも3対0で負けました。全国ベスト32という立派な成績でありました。全国に新十津川中学校の名声を博していただくとともに、今後の更なる活躍に期待するところでございます。

次に、吹奏楽部でございますが、空知大会を勝ち抜き、8月29日札幌市コンサートホールキタラを会場といたしまして、北海道吹奏楽コンクールA編成の部に出場いたしました。結果は銅賞でございましたが、交通事故による入院治療中の部員の分もと、部員が気持ちを一つにして、来場者に素晴らしい演奏を披露をしたところでございます。



次に、3ページに移りまして、芸術鑑賞事業でございますが、例年どおり、雨竜町との共同事務の一環ということで取り進めております。

続きまして、学校教育関係ですが、夏休み期間中の学力向上対策として、今年も7月30日から8月6日までの間で4日間、学習サポート事業、やまびこを教職員OBなどボランティア関係者のご協力のもと実施いたしました。児童、生徒の参加者は、小学生137人、中学生51人で、合計188人となっております。児童、生徒全体の参加率では、小学生で42パーセント、中学生で26パーセントという状況でありました。

次に、高校配置計画でございますが、7月23日に公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川で開催されました。関係者の意見を踏まえた中で、北海道教育委員会では、9月1日付で、平成28年度から30年度までの公立高等学校配置計画を決定しました。平成26年度に決定した配置計画からの変更といたしましては、空知北学区では、平成28年度砂川高校が3学級から1学級増えて4学級へ、滝川西高校が平成30年度に7学級から1学級減少して6学級になるという計画になってございます。

次に、外国語指導助手でございますが、8月5日に、外国語指導助手のキャメロン・ブレンキー氏に、再任用の辞令交付をいたしました。任期は1年ですが、本人の同意があれば5年間までの再任用が可能ということになってございます。

次に、農業高校関係についてであります。6月27日から札幌の大通公園で開かれた花フェスタ2015札幌のメインイベントであります第6回ガーデニングコンテストにおきまして、新十津川農業高校が大賞の北海道知事賞を受賞いたしました。緑をテーマとして30種類の宿根草を色別に配置し、小屋や手押しポンプ、ランプなどを巧みに配置した素晴らしい表現力が高い評価を受けました。大賞受賞校ということで、7月25日からの岩手県雫石町で開催された全国ガーデニング甲子園の出場権を得て、大会に出場いたしました。今度は、故郷の森をテーマに、バラやなでしこなどを10種類の花を200株植え、見事優勝に輝きました。審査した世界的庭園デザイナーの石原和幸氏は、高校生でここまで表現できるのは素晴らしいという絶賛の言葉を述べたそうでございます。

次に、4ページをお開き願います。

7月24日、旭川市で開催された北北海道学校農業クラブ連盟技術競技大会であります。生活科学コースから、最優秀賞に池田奈央さん、優秀賞に西川沙弥香さんが入賞する素晴らしい成績を収めました。この栄冠に輝いた2名は、10月21日から群馬県で開催されます全国大会に出場いたしますので、練習の成果を如何なく発揮されることを切望しているところでございます。

このように、今年度の新十津川農業校生の活躍は目覚ましく、歴代校長、教職員を始め、現在も、校長を中心に教職員一丸となって生徒の可能性を適切に引き出したことや、さらに、協賛会やPTAなどの支えがあったからこそ、このように素晴らしい成果であると考えているところでございます。また、町からの農業高校への支援策が、生徒のために有効的に活用されていることも申し添えさせていただきます。

学校給食センター関係であります。8月21日、平成28年度からの調理業務への業者委託へ向けての雨竜町との連絡調整会議を開催いたしました。また、昨日、雨竜町と本町の職員5人で構成する第1回学校給食センター調理等業務委託業者選考委員会を新十津川町役場で開催いたしました。なお、雨竜町におきましては、8月28日開催の定例教育委員会

及び9月4日開催の町議会の所管委員会において、新年度における給食調理業務委託についての報告を行ったと伺っております。

続きまして、5ページに移りますが社会教育関係でございます。

母村交流事業であります。7月21日からの4日間、母村訪問に小学生24人、中学生4人の計28名が訪問いたしました。訪問時は、あいにく雨の天候でございましたが、気象状況が明治22年災害時のイメージを学べてよかったという感想や、また、雨天によるスケジュール変更による村の皆様の親切な対応に心を打たれたという感想もいただいております。今年も素晴らしい成果があったと感じているところでございます。

続きまして、少年の主張大会ですが、7月14日に本町のゆめりあで空知地区大会が行われました。本町の代表の中学3年生の上村佑衣奈さんは、体験を通じて、自分の考えや将来の夢をしっかりと落ち着いて述べ、見事、優秀賞を受賞いたしました。また、新十津川町中学校の生徒全員が空知管内の各中学校の代表生徒の主張を直に聞くことができ、大変参考となる学習の場になったと思います。

次に、6ページ目をお開き願いたいと思います。

アートの森の関係です。7月11日、太郎吉蔵デザイン会議2015が、かぜのびで開催されました。全国から72人のデザイナーなどが集い、こもれびの制作などを楽しみました。

次に、7月5日に行われました第21回ピンネシリ登山マラソンについてでございますが、506名の参加ということで、昨年より32人増える参加をいただきました。そのうち完走者は、参加者の95パーセントにあたる483人ということでありました。また、母村の青年3名の方にも参加していただいたところでございます。

次に、7ページ目をお開き願いたいと思います。

スポーツ少年団の関係でございます。7月21日、恒例となっております商工会青年部主催による第13回少年野球教室がピンネスタジアムで行われ、元読売巨人軍の宮本、橋本両氏の指導をホワイトベアーズ及び新中野球部員50人が受けました。これから予定されている各種秋季大会などでの効果が表れてくるものと考えているところでございます。また、改めて、商工会青年部の皆さんと関係各位に感謝とお礼を申し上げるところでございます。

次に、8ページに移ります。

8月2日に札幌市で開催されました第64回北海道少年剣道錬成大会、通常赤胴大会と言っておりますが、尚武会の小学生が見事、団体の部で全道優勝し、昨年に引き続き、連覇を果たしました。これは、尚武会初の快挙であります。また、個人では6年生の南大祐さんが3位に入賞いたしました。団体のチームは、今月20日に大阪府で開催される第10回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会に北海道代表として出場いたします。

もう1つ、ここには掲載されておりませんが、11月3日の文化の日に日本武道館で行われます剣道全日本選手権に、本町出身で札幌市ご在住の後木顕人さんが、北海道代表選手として出場いたします。後木選手は今回で2回目の出場となりますが、尚武会OBとしてご活躍を期待しているところでございます。

次に、生涯スポーツの関係でございますが、総合型スポーツクラブ準備委員会では、7月16日には、日本サッカー協会ナショナルトレセンコーチによる、小中学生サッカークリニックをスポーツセンターで41人の参加により行いました。また、7月22日から8月26日までの4回にわたり、31人の参加によりダンスエクササイズズンバを講師を招き、同じく

スポーツセンターで行いました。両イベントも好評であり、今後も、ニーズに沿った各種種目を行い、町民の健康維持に努めて参りたいと考えております。

次に、図書館関係についてであります。9ページをお開き願います。

特別事業として、図書館開館20周年記念事業ということで、6月28日、絵本作家で鳥の巣研究家の鈴木まもるさん絵本ライブを、図書館で76人の参加により行いました。絵を描いたり、世界の珍しい鳥の巣の実物を見せ、自然の営みと絵本への思いを語っていただきました。

また、8月1日には、直木賞作家桜木紫乃さんのトークアンドライブをゆめりあで行い、256人の参加がありました。各種作品のエピソードや作家人生の一端を述べていただき、桜木さんのお人柄に接することができ素晴らしいトークライブでしたという、参加者からたくさんの感想やご意見をいただきました。

以上、申し上げます、第2回定例会以降の教育行政報告にさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

#### ◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで日程第7に入る前に、日程を変更いたします。

日程第7の一般質問を、日程第12。日程第8以降一つずつ繰上げ、これから会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第42号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただいま上程いただきました議案第42号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

4枚めくっていただきますと、提案理由がございます。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、減免申請期限の見直しを行うとともに、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めらるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より申し上げますので、ご審議を賜り、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） ただいま上程いただきました議案第42号、新十津川町税条例の

一部改正につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税及び入湯税に関する規定の一部を改めるとともに、これらの税について個人番号及び法人番号の規定を整備することを主な目的としてございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりまして、1 ページ目から順に主な改正点を説明させていただきますので、新旧対照表の方をご覧くださいと思います。横型の用紙になっております。別冊になっておりますので、ご覧ください。

それでは1 ページ目、第2条でございますが、第2条は、用語の定義に関する規定でございます。第3号の納付書及び第4号の納入書につきまして、法人番号に関する規定を加える内容となっております。

次に第23条でございますが、第23条は、町民税の納税義務者等に関する規定でございます。第2項の恒久的施設の定義を定めた部分につきまして、法改正に合わせて改正する内容となっております。

2 ページ目に入ります。2 ページ目に入りまして中ほどの第33条でございますけれども、これは、町民税の所得割の課税標準に関する規定でございます。所得税において国外転出時課税の創設がございましたので、その影響によりまして、譲渡所得に関する計算に対して、第2項に例外規定を加える改正となっております。

それから3 ページに移ります。3 ページ目に移りまして下ほどの第51条でございますけれども、町民税の減免に関する規定でございます。減免の申請期限につきましては、市町村の実情に応じて期間を定めることとなりましたので、第2項におきまして、納期限前7日までと定めていたものを、納期限までに申請できるように改めるとともに、個人番号と法人番号に関する規定を第1号として加える内容となっております。

4 ページに入ります。4 ページの第63条の2及び第63条の3につきましては、区分所有に係る家屋や土地に対して課する固定資産税に対する申出に関する規定でございますが、それぞれの第1項第1号に個人番号及び法人番号に関する規定を加える内容となっております。

6 ページ目に移りまして、第71条です。第71条は、固定資産税の減免に関する規定ですが、先ほどの第51条と同様に改正する内容となっております。

6 ページ一番下の第74条及び7 ページの第74条の2は、住宅用地に対する固定資産税に関する規定ですが、これについても個人番号及び法人番号に関する規定を加える内容となっております。

8 ページから9 ページにかけて第89条、第90条は、軽自動車税の減免に関する規定でございます。一つ飛ばしまして、10ページの第139条の3は特別土地保有税の減免に関する規定でございますが、これらについても先ほどの税の減免規定と同様の内容で、減免申請の期限を改めているとともに、個人番号と法人番号に関する規定を加える内容となっております。

10ページ下から11ページにかけての第149条でございますが、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に関する規定でございますけれども、これについても個人番号及び法人番号に関する規定を加える内容となっております。

11ページ中ほどからは、附則についての改正規定でございます。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について規定しておりますが、引用法令の条名が変更されたことに伴う改正でございます。

次に、12ページ中ほどから15ページまでの附則第10条の3は、住宅を新築した場合に固定資産税の減額を受けるためにすべき申告に関する規定でございますけれども、それぞれの項につきまして、個人番号及び法人番号に関する規定を加える内容となっております。

最後に、15ページの附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例に関する規定でございますが、3級品の紙巻きたばこにつきましては、当分の間、税率を軽減する内容とこれまでなっておりましたが、規定の文言のすべてを削除と改めることによりまして、軽減を廃止する内容となっております。

条文の改正内容につきましては、以上でございます。

次に、新旧対照表から議案書に戻っていただきまして、改正附則についてご説明申し上げます。

議案書にございます議案第42号の裏面、下ほどの附則第1条をご覧いただきたいと思っております。

附則第1条は、施行期日を定めてございます。柱書といたしまして、この条例は本年10月1日から施行するとしておりますが、各条項の改正につきましては、改正の根拠法等で定める施行日に適応するよう、第1号に示している条名については平成28年1月1日から、第2号に示している条名については、平成28年4月1日から、第3号に示している条名については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布の日から起算して、3年6月を超えない範囲内において政令で定める日となっております。これについては、平成28年1月1日から施行されることが政令において定められているところでございます。

附則の第2条から附則第7条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税及び入湯税の経過措置につきまして、それぞれ規定したものでございます。改正前の規定により、課税、あるいは、手続きがなされたものについては、改正後の規定を適用せず、従前どおりに扱うことを定めてございます。

なお、附則第5条第2項から第14項までについては、3級品の紙巻きたばこに対する軽減税率が廃止されることに伴い、3年をかけて段階的に税率を戻していくための経過措置などについて、所要の規定を定めてございます。

以上、議案第42号、新十津川町税条例の一部を改正する条例についての内容とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第42号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の適切な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、引き続き住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは、ただいま上程いただきました議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正では、2つの条例について改正することを目的としてございます。

改正規定の第1条といたしまして、新十津川町国民健康保険税条例の第22条第2項の規定につきまして、地方税法の改正に伴う改正を行う内容となっております。

改正規定第2条といたしまして、平成26年3月26日に公布した新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成26年新十津川町条例第8号でございますが、これにつきまして、附則第1条に、ただし書きとして施行日を繰り上げるための措置を加える内容となっております。

これらの内容につきまして、これにつきましても、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、議案と併せてご覧願います。

まず、1行目、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正、第1条関係でございますが、第22条は、国民健康保険税の減免に関する規定でございます。地方税法の改正に伴いまして市町村の実情に応じてその期限を定めることとなりましたので、減免理由書の提出期限を、納期限の7日前までから納期限までに改めるものでございます。

次に、中ほどの新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正、第2条関係でございますが、施行期日を定めた附則第1条にただし書きを加えることによりまして、租税条約等実施特例法による条約適用配当等に係る所得の改正規定部分について、その適用を1年繰り上げて平成28年1月1日から施行するものとしているものでございます。

条文の改正内容につきましては、以上のとおりでございます。

次に、新旧対照表から議案に戻っていただきまして、附則についてご説明申し上げます。

附則の第1項としまして、この条例は公布の日からといたしますが、改正規定の第1条につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

第2項といたしまして、この改正規定を適用するのは、平成28年度分からに対してでござ

ざいまして、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、改正前の規定を、従前どおり適用する旨を規定してございます。

以上、議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての内容とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第43号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第44号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。青少年交流キャンプ村施設であるロッジについて、その施設としての用途を廃止し普通財産とするため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表を一緒にご参照願いたいというふうに思います。

提案理由と同様に使用区分に掲載をいたしておりましたロッジの部分を削除するものでございます。

附則については、平成27年10月1日から施行する旨を記載をさせていただきます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第45号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第45号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第45号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正について。

新十津川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

2枚めくっていただきます。提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第45号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

平成25年5月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されました。この後の説明では、番号法と申し上げますが、この番号法の施行に伴い、住民に通知される個人番号を含む個人情報が、特定個人情報として取り扱われることとなりました。

国等の行政機関のみならず、地方公共団体においても、特定個人情報の適正な取扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされており、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

改正部分が多いことから、お手元の新旧対照表を併せてご参照いただき、こちらを中心に説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条では、目的規定として、この条例における個人情報の範囲について定めるもので、第2条においては、用語の定義を規定するものであります。

2 ページ、3 ページをお開きください。

第3条は、実施機関の責務に関する個人情報の範囲を規定するものです。

第6条の2から第6条の4は、条の追加でございまして、第6条の2では、特定個人情報を保有するに当たって、新十津川町情報制度審査会に意見を聴くことを規定するものです。

第6条の3では、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審査会に対し、通知しなければならないとすることを規定するものであります。

第1項では、特定個人情報ファイルの保有前に審査会に通知すべき事項を規定、第2項では、適用除外となる特定個人情報ファイルを規定、第3項では、保有をやめた際の審査会への通知について規定するものでございます。

5 ページをお開きください。

第6条の4では、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定するものでございます。

第1項では、実施機関が保有する特定個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない旨を規定するものです。

第2項では、適用除外となる特定個人情報ファイルを規定、第3項では、事務の適正な



遂行に支障を来す可能性がある」と認めるときは、特定個人情報ファイルへの記載、特定個人情報ファイル簿への掲載をしないことができる旨を規定するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

第7条は、略称への修正であります。

第8条は、個人情報の利用及び提供の制限にかかる個人情報の範囲を規定するものでございます。

第8条の2及び第8条の3は、条の追加でございまして、第8条の2では、特定個人情報の利用制限について規定するものです。

第8条の3では、番号法で定められている場合を除いて、特定個人情報を提供してはならないことを規定するものでございます。

番号法第19条に規定するものとしたしましては、地方税法に基づく国税連携及び地方税連携、地方公共団体の機関の間、生命、身体又は財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合など、14の場合が定められております。

8 ページ、9 ページをお開きください。

第9条から第13条については、各条文の対象となる個人情報の範囲を規定するものであります。

第14条から第18条については、個人情報の開示請求から実施機関の開示決定までの手続きを規定するものでございます。

第14条第3項では、代理人が特定個人情報に係る開示請求を行うことができる旨を規定、第18条では、特定個人情報の開示請求に対する可否決定までの期間について定めるものでございます。

第21条から第23条の2については、個人情報の訂正等の請求から決定までの手続きを規定するものでございます。

第21条第4項においては、自己の特定個人情報が、適法に取得されたものでない、目的外に利用されている、番号法で提供が認められている範囲を超えているなどと思料される場合に、必要な措置を請求ができる旨を規定するものでございます。

同じく第5項については、代理人が開示請求の場合と同様に、訂正等請求ができるものとするものです。

第23条では、特定個人情報の訂正等請求に対する可否決定までの期間について定め、第23条の2では、特定個人情報の訂正が行われた場合に、総務大臣及び厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長などの情報照会者、市町村長などの情報提供者に対して、訂正があった旨を通知するというものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第26条から第35条については、各条文の対象となる個人情報の範囲を規定するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則、施行期日として、この条例は、番号法の施行の日から施行するとしておりまして、番号法の施行日は、平成27年10月5日となっております。

ただし、改正案第2条第3号及び第23条の2については、総務大臣が設置、管理する情報提供ネットワークシステムに関する規定であることから、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものとなっております。

この規定の施行の日は、番号法公布の日から起算して4年を超えない範囲内とされており、平成29年5月までに施行される予定となっております。

経過措置といたしまして、この条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用は、従前の例によるとしております。

以上で、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第45号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第46号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 中畑晃君登壇〕

○住民課長（中畑晃君） それでは、ただいま上程いただきました議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国が進めております、いわゆるマイナンバー制度、先ほど来の件ですが、その導入に伴いまして、本年10月から個人番号の通知カードが住民基本台帳に登録されているすべての方に送付されまして、来年1月からは、個人番号カードを必要とする方に対して交付が可能となるところでございますので、これらのカードを再交付する際の手数料につきまして規定を加えることを目的としてございます。

また、個人番号カードの発行に伴いまして、これまでの住民基本台帳カードを新規に発行することがなくなりますので、住民基本台帳カードの交付に関する規定については、削除する内容としてございます。

それでは、この議案につきましては、そのまま議案書に沿う形で主な内容を説明させていただきます。適宜、新旧対照表を参照していただければと存じます。

まず、改正規定の第1条では、個人番号の通知カードの再交付に関する規定を定めてご

ございます。

最初に手元に届く通知カードは、すべての方に無料で交付されますが、その後において、通知カードを紛失し、又は汚損した場合などは、再交付に当たりまして、その者に対しまして応分の費用を負担していただくため、この規定を別表に加える内容となっております。

第1条の四角い枠でくくった部分、これを印鑑登録証明の枠の下に追加するという内容でございます。

なお、再交付の手数料は、総務省が示す標準的な金額と同額の1件につき500円とするものでございます。

次に、改正規定の第2条では、これまでの住民基本台帳カードの交付に関する規定の部分を削るとともに、別表部分につきましては、個人番号カードの再交付に関する規定に置き換える内容となっております。

条例第6条第6号は、新旧対照表の方もご覧いただければと思いますが、運転免許証を返納することと引き換えに住民基本台帳カードの交付を受ける者に対しては、手数料を徴収しない旨を規定してございましたので、この部分を削除し、第7号を繰り上げて第6号とするものでございます。

次に、別表に規定しています住民基本台帳カードの交付に関する部分でございますが、個人番号カードの再交付に関する規定に置き換えて、これについても総務省が示す標準的な金額と同額で1件につき800円とするものでございます。

なお、個人番号カードの初回発行分は、通知カードと同様に無料となっておりますので、再発行の手数料のみを規定させていただくものでございます。

条文の主な改正内容につきましては、以上のとおりでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。

附則では、施行期日について規定してございます。

第1条の改正は、この改正の根拠法である番号法の施行の日からとし、具体的には本年10月5日から定められてございます。

また、第2条の改正は、同じく番号法の附則の規定により政令で定める日からしております。これにつきましては、平成28年1月1日から施行されることが定められているところでございます。

以上、議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての内容とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩いたします。

(午後0時09分)

---

○議長（長谷川秀樹君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。子育て支援における、高校生以下の保険医療費無料化について、お伺いさせていただきます。

町政執行方針によりますと、子育て支援につきましては、新十津川ポイントカード会との提携により、得きっずカードの満点上乗せ助成の継続実施や、子育て支援センターにおいては、子育て中の保護者の仲間づくりの場を提供し、子育てに関わる悩みの相談や育児サークル活動の支援を継続とあります。医療関係につきましては、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の無料化を実施し、インフルエンザの蔓延や重症化の予防に努めていきたいとあります。

また、本町では早くから中学生以下の保健医療費の無料化を行い、子供を持つ親に大変喜ばれています。これらにつきましては、大きく評価し期待するところでございます。

町政執行方針による、健やかなまちづくり及びみんなで作る健やかなまちを一層進めるために、子育て支援の一環として、現在、中学生以下の保険医療費の無料化を、高校生以下までに引き上げるお考えはございませんか。町長の考えをお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんの質問にお答えをいたします。

答弁の前に、現在行われている乳幼児等医療費助成事業について、少し説明を加えさせていただきます。

この事業については、ゼロ歳から中学校を卒業するまでのお子さんに対する医療費の自己負担部分について全額を助成し、お子さんの健康管理の充実と子育て世帯の負担軽減に努めているところでございます。

ちなみに、平成26年度の実績で申し上げますと、入院件数では、小学生で17件、中学生で16件。通院では、小学生が1,506件、中学生が880件となっております。

その他に歯科通院だとか、調剤などがありまして、これらに対する自己負担分、これは1,947万9千円を助成をしているところであります。

このような状況を踏まえ、執行方針で掲げた政策の6つの想いを実現するため、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中であり、若い世代が安心して子育てができるよう、社会経済環境を実現するための施策として、子育て支援の拡充を検討しているところでございますし、先般、開催した各地域でのまちづくり懇談会においても、1番議員の質問と同様の主旨でご意見、ご要望が寄せられているところでもございます。

そのようなことから、新十津川町が進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略事業において、この戦略の大きな柱の一つであります、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取組みとして、本町の子育て支援のさらなる充実として、新たに、今1番議員の質問にあった高校生以下の医療費自己負担について助成できるよう計画をし、今後、総

合行政審議会でご審議をいただいた後、議会へお諮りをし、実現してまいりたいと考えていることを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁をさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 実施の方向で、前向きに考えていただけるという答弁をいただきました。この町長のお考えをいち早く、対象となる町民の皆さんにお知らせできるように、今後の周知の方向性とかスケジュールについて、もし決まっていることがあれば、この場で教えていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほども少しく触れましたけども、今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを10月末にまとめていこうというふうに考えているところであります。その中の柱である、先ほどの若いお子さんを持つ世代の子育て支援の充実を図る柱の一つとして、このことも含めながら、他の事業も関連して盛り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

ですから、10月末までには、総合戦略をまとめるに当たっては、総合行政審議会にかけて原案を理解をしていただき、それと並行して議会にもお示しをしその総合戦略の内容を同じように議会に確認をし、了解をいただくという形になってございます。

その後、新年度にかかる事業になってまいりますので、新年度予算は、来年の3月に上程をする形になります。で、この条例の改正も必要になってまいりますので、3月の議会に条例提案をし、予算も合わせて計上していくという形になろうかと思っております。

実施については、今の予定では、子供たちに配布をする切り替え時期というのですかね、その時期については、今までも中学校まで拡大した時にも、8月の切り替え時期に制度も変えて拡大をしていた、そういう実績もありますし、その切り替えのタイミングということもありますから、そういうことになれば、来年の8月から高校生以下の医療費が無料になるというふうな段階で計画をしていることを申し上げ、質問の回答にさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

それでは、以上で進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、私の方から一般質問に入りたいと思います。

まず初めにですが、先般の定例会において熊田町長が、町政執行方針でもお話をしていたように、地域の支え合い、自助、共助、公助と言われますけれども、その共助について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

昔、当たり前のように存在していたこの地域の支え合い、産業構造の変化、情報革命の流れの中、豊かな社会となった半面、これまで人と人との関係性で成り立つものが、お金や公的なサービスで成り立つ便利な社会となりました。

介護が必要になれば福祉サービスがある。お葬式は、セレモニーがある。子育てや学校

や児童館、託児所がある。また、人は携帯やインターネットを持ち歩いて、時間と場所の制限のないフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションから、インターネット上のコミュニケーションに変化してきました。

また、この情報革命の弊害から個人情報保護法というものができまして、プライバシーの保護、ルールが成立したわけではありますが、世の中では間違った解釈、過保護と言われておりますが、個人情報の過保護により共に支えること、また、支えられることに壁がある、そういうもどかしさを感じる方も多くいるというふうに感じております。

ただ、このような時代にあっても、共生、共助は、町長が大事にするように、私も非常に大切だというふうに思っております。やはり人口減少の中、公的サービスの限界、また、少子高齢化による自助の限界、そういった中で、やはり地域で暮らしていくためには、共助、共に支える地域というのは非常に大切だというふうに思っておりますが、先ほど言ったように、社会構造というのは全くその逆の方向を向いているというふうに思っております。

少子高齢化や人口減少が進む我がまちが、今後、活力あるまちづくりを推進する上では、やはり地域の人と人とのかかわり、ふれあい、そういった共助の意識、また、共助の実践というのが非常に大切であります。この共助の意識、実践を促進するためには、やはり、この社会構造の流れに負けないような柔軟な発想と工夫というのが、私は必要だというふうに思っております。

そこで伺いたいのですが、この共助、共に支え合う地域づくりに向けた町の戦略を教えてくださいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど、いろんな質問の趣旨ですね、新十津川のまちをより活性化するために、少子高齢化の時代を迎えた時にどうすべきなのか。そういった意味では、私も、考えている時、共助が大切である旨、同じような趣旨だったというふうに思います。その共助の取組みについて、どのように考えているのかというふうに今、質問の趣旨であったというふうに受け止めております。

新十津川にはまちづくり基本条例があり、町民の役割、そしてそれは自助の役割。そして、共助の役割は、行政区を中心とする行政区単位での共助の役割。そして、まちが行う公助。さらには、私が行う町長の役割。議会が行う議会の役割。それぞれの役割がそれぞれ構築されているところであります。

その共助の役割を、その中で言う共助の役割をどのように、さらに新十津川の活力、そして柔軟性の発揮のために、どのように仕向けていくのかということの内容かというふうに思っておりますけども、私は、今ほど言った地域活動の牽引役、それは行政区長、その方がリーダーとして、地域の皆さん一人ひとりの知恵と創意によって、行政区ごとに特色ある様々な取組みが進められている。その行政区の活動が活性化することによって共助の役割が一層広まっていき、隣近所のつながりも、さらに、顔の見える関係が広がっていく

のではないかなというふうに考えております。

一つの取組みとして、昨年、新聞や広報でも掲載されました青葉区の農園事業については、それぞれの地域の皆さん方の知恵により、行政区の提案事業として新たに実施され、今年も継続されて、それぞれ世代間交流のよい機会、子供から高齢者までのつながりのある、それぞれ地域、特に新興団地というのですかね、古くからある青葉区、そして新たに転入をされた人方、そういった方を一堂に会して、本当に子供から高齢者までたくさん集まる、そういうふれあいの機会をうまく、そのことは区長さんが中心となって区でできること、そして、区の中でいろいろ集めてそのように活動できること、それが一例でありますけれども、このように地域のコミュニティを活発にし、行政区の自主的な活動の推進と円滑な運営を助長するために、まちは行政区活動支援交付金というふうな形で交付をし、共助の取組みが、それぞれの行政区の特色性、特色だとか、それぞれの事情を勘案した区長さんが、中心に取り組んでいるところであります。

行政区の活動支援交付金として行っているものを少し、この機会に、共助の取組みも町が行っている支援策という内容として説明をいたしますと、基本的な活動に対するものは、基本事業。町と協働で行うものについては、協働事業。行政区の地域振興のために行うものは、提案事業。さらには、地域文化の創出、継承のために行う文化づくり事業。それと、地域環境を整備するための環境づくり事業と、この5つの事業から、町は、行政区のそれぞれの事情によって活動の支援をしております。

今、共助の部分で言いますと、行政区の自主的な活動、これは、提案事業、文化づくり事業、さらには、環境づくり事業、この3つが共助にかかる行政区が中心になって行う事業であります。こういった事業を中心に行政区の主体的な取組み、いわゆる共助の取組みをすることによって行政区の活動を支援しやすい、それが、まちな公助の役割だというふうに私は考えているところであります。

さらには、その共助の取組みが一層しやすいようにするために、ご案内のとおり行政区再編性以来、町職員を各行政区に3名、サポーター職員として配置、導入をして、それぞれの行政区に配置をしているところであります。このことについても行政区のそれぞれの事情によって、いろんな計画、立案、そういったものをサポートしやすい体制、そういうものをとっていることを申し上げまして、質問の回答とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 小玉君、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） ただいま、熊田町長の方から今後の共助の戦略として、行政区を主体とした提案型、自主的な活動を、活動支援交付金を支給して応援するというようなご答弁がありました。

現在、やはり今、新十津川町の地域の単位というのは、行政区が中心となっているというふうに思います。その自主的な活動を推進するための活動支援交付金、先ほどご説明をいただいた交付金ですけれども、やはり聞くところによりますと、先ほど一事例があった青葉区だとか、文京区もそうですけれども、さまざまな提案事業をやはり主体的に、自主的に提案して行っている行政区と、やはり、なかなかそういう提案型の事業、著しく人口が減少しているだとか、農村部で家と家の距離が離れているだとか、そういったこと

で、この交付金の支給額も地域ごとによって差があるというふうにちょっと聞いております。

確かに、地域の自主性を尊重するということはとても大切だと思うのですが、やはり行政区の役員さんも、やはり年間変わっていく行政区が主だと思っております。その時々、区長さん、もしくはリーダーの実践力にだけ任せていては、やはり難しい面もあるのではないかなというふうに思われます。

また、今、サポーターのことも答弁でお話をさせていただきましたけれども、現状、例えば、交付金をもらうための提案型事業の企画立案に、サポーターも加わっているという事例はちょっと私もまだ耳にしない状況になっております。そういうことを考えた時に、やはり地域、行政区を主体とした活動をさらにコーディネートしていくような、そういうようなスタッフ、専門職というのがやはり必要なのではないかなというふうに1点思うのと、それと先ほどちょっとお話をさせていただいたように、やはり個人情報の保護というのが、より一層、地域活動を実施しづらくしてしまっているというようなことも耳にします。

ある行政というか、まちでは、情報保護の条例、個人情報の保護条例というのは、各行政で立てているのですけれども、その地域活動に対しての公開を認めるような、独自の工夫をしている条例を作っているところだとか、また、個人情報保護条例のほかに、例えば、ちょっと一事例ですけども、東京都の中野区なんかは、地域支え合い活動の推進に関する条例ということで、地域のそういう人の交流だとかに、そういう情報公開をしていくよだとかという条例を定めたりしているような例も見られます。

そういったことから、是非、地域の実情に合わせた取組みのヒントだとか、システム作りをサポートするコーディネーターの配置と、是非、新十津川版の個人情報保護条例の見直し、そういったことについて、是非、お考えを願いたいということで、町長へのご質問に代えさせていただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、少し区の事例を申し上げました。それをどのように活用しているのかということについて少しくお話をさせていただきたいというふうに思いますけども、今、区長連絡会議のあとに、情報交流の場を設けております。それで、それぞれの行政区が提案事業などをやっているものを、区長さんが、それぞれの自分の行政区のやっている事業を公開し、自分の区では、このような事業をやっていますと。そういったものを公開することによって、他の行政区で、これならできるなというふうにしなごら、いろいろ活用の輪が広がっています。一つの先進事例から、他の行政区にそういう輪が広まっているということになっておりまして、今、先ほど言った提案事業の中でも、昨年の実績から今年を見ても、8件、そういう先進的な事例をうまくそれぞれの担当する自分の行政区に、一部アレンジをしながら活用していく。そして、行政区の中のコミュニティというのですかね、そのコミュニケーションを増やしているという状況になっております。

さらには、北海道町内会連合会が主催する研修会もありまして、そういった形の中で各



区に呼び掛けておりました、昨年は、札幌で行われました町内会の活動実践者研修会、それは優良事例が、いろんな取組みが発表されると。その中にも、20名の方が出席をし、それを持ち帰って行政区の活動の中にそれぞれ活かしているという状況になっているところでございます。

また、行政区長さんが町内会に対する支援、さらには、盆踊りに対する活動だとか、そういうものについては、かなりほとんどの行政区で盆踊り、やはり昔からやっていた盆踊りは地域のコミュニケーションを高めると、そういった形の中で、文化づくり事業の中で活用していただきながら、この盆踊り活動が広まっているというのも、それぞれの先にやっていた区長さんが口火を切って、非常にコミュニケーションが取れる、そして、地域づくりという部分で輪が広がっているという事例から、各行政区に広がっているということも、この盆踊りが発する世代間交流というのですかね、顔の見えるつながり、隣近所のつながりが一層広がっている。それが一つの例にあるのではないかなというふうに思いますし、さらには、ちょっと先ほど言った町内会、いわゆる行政区が、町内会活動をより活性化、活発化するために、区の提案事業として、町内会のいろんなコミュニケーションするために、このような取組みがあると。町内会の集まりを活性化するために、区の予算で町内会に予算を充てたり、区の活動として町内会の集まりを集う。そういう支援をしたり、そういう区がいくつかあります。そういった集まりに対する事例も、先ほど言った連絡会議の後の情報交換に、区が独自で行っている町内会の支援等についても、情報交換をしていただきながら、それぞれの区に応じた活用を広めていっていただければ、区の活動、さらには、町内会の活動の輪が広がっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。

そして、福祉の視点の質問になるかもしれませんが、質問の趣旨になっているかもしれませんが、それぞれ弱者と言われる高齢者、さらには、要支援者というのがそれぞれ町内の中、行政区の中にいらっしゃいます。防災の視点からも、自主防災組織、それは今の行政区の中で、それぞれ取り組んでいただき、要支援者という人方の台帳を整備をして、それこそ個人情報の事を守りながら地域の情報としてしっかり集約をして、何かあった時にお互いに助け合ったり、共助をする仕組みづくりという部分で、約半分の行政区がそこに取り組んでいただいております。

町としては、さらに、行政区の輪が広まるように、今まさにそれぞれ行政区会館の建設があと2年でできる形になっておりますから、建設が終了するまでの全行政区に要支援者台帳を整備し、防災体制からも隣近所の助け合い、共助の仕組みがさらに構築できるように、そのような取組みをしていきたいなというふうに考えておりますので、そのことについては押し付けではなく、それぞれ行政区として必要な区としてのあり方を理解をしていただいて、行政区の中で防災から、そして、福祉の面から、その行政区に居る人がたの助け合い活動をうまくできるように、要支援者台帳を整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

したがいまして、個人情報の見直しなどということも一つの案としては素晴らしいことだというふうに考えておりますけども、その個人情報の見直しというのは、だんだん厳しくなってきております。今、町の方でも提案をさせていただいているマイナンバー、このマイナンバーができる事によって、いろんな面で今新聞でも出ているとおり、個人情報の

取扱いという部分では制約がされるという部分が出てくることが懸念されます。そのことよりは、行政区の中でお互いに分かる支援者なり、高齢者なり、重度の抱えている人なり、そういうことも分かって、お互いに助け合える仕組みをしっかりと作っていくことが福祉の部分でも、先ほど言った福祉の面でも災害の部分でも、お互いに助け合っていける部分になってくるといふふうに思いますし、お互いの理解が深められることによって行政区のコミュニティというのですかね、その活性化が図られていくものではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、いろいろ情報が進むにつれて、情報の取扱い、携帯電話の時代の話もしていただきました。非常に迅速でいろんなことがすぐできるという部分で、反面、いろんな弊害もあるのも、今質問のとおりだといふふうに思っておりますけれども、それは、良い面は、良い面で生かしながら、弊害は、できる限り弊害も無くしていきながら対応をしていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでございますし、もう一つ、地域でのコーディネーターの話もされました。

コーディネーターについては、先ほど言った町内会への研修、他の研修会への参加だとか、行政区の活動が活発化するような支援は、町の方で区長さんの意向を伺いながら、でき得る支援はして、行政区の中でコーディネーターを養成してもらおうと、そういうふうに考えているところであります。町職員が、担うということも一つのところではあるかもしれませんが、町職員は、それぞれいろんな立場の中で、本来、コーディネーターという役割は、職員としては持っているわけでありますので、サポーターに関わらず、住んでいる町職員、勤務時間は町職員でありますけれども、行政区に入ると一町民として町職員の持てる力を町内会で発揮するということは、当然、必要なことだといふふうに思っておりますから、行政区の中でいる町職員の役割として、いろんな部分を発揮していただければいいのではないかなというふうに考えております。

そのことを申し上げ、全部の質問の回答になったかどうか分かりませんが、更に行政区が活発化することによって、人と人とのつながりがより構築されると、そういうことを申し上げ、お答えとさせていただきますと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

再々質問でございます。

はい、それでは再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど、町長の方から町内会のお話もあって、顔の見えるつながりというのを大事にしたいというお話がありました。

先般、文京区の一事例ですけれども、私が住んでいる文京区7町内、もうめったにやっっていなかったのですが、町内会の懇親会をやりました。そうすると、今まで行政区の集まりの中にはあまり来なかったような小さい子供を抱えたお母さんとか、高齢者の方、そういう方たちが参加していただいて、総勢64名の方が町内会の懇親会に参加していただきました。

私は本当に、この町内会の懇親会を見て、改めて感じたのと、町内の方といろいろお話をする中で、やはり行政区、地縁、土地の地の縁と書きますけれども、地縁コミュニティというのは、やはり小規模化になるほど参加率が高いというのは本当だなというふうに非常に実感したところです。

10年前の行政区再編では、やはり人口の少ない地域ほど広域化されたと思います。行政効率面では効果があったと思うのですけれども、やはりコミュニティとしての活力というのは、私はやはり下がってしまった地域もあるのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、顔が見えるつながりというのは、時によっては行政区ではなくて、町内会単位、それがものすごく必要なのかなと。

今、町長からもお話があったように、区でも結構、町内活動を支援しているというふうにお聞きしましたので、是非、町内会の活動が各区どのような状況になっているのかという状況を調べていただきたいということと、それと、町内活動をやはり推進していくという、これはもう行政区の方にも是非、進めていただいて、町内会の活動が盛り上がるような、そういう投げかけというのを行政にしていきたいなというふうに思います。

最後はお願いということで、一つ目の質問は終わりたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それではお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほどの文京区7町内の素晴らしい事例もありましたし、他の事例も私も承知しているところもあります。

さらには、スポーツを通じてというんですかね、パークゴルフだとか、いろんな形を通じて趣味の合う方が一堂に会しながら交流を深めたりするのも、一つの区全体の方法であったり、ラジオ体操している、そういう行政区もであったり、いろんなそういう活動の事例があって、顔が見える、外に出ていろんな人と交流をすることが、やはり元気で明るく過ごす一つの大きな要因になっていくと、私も信じているところであります。

区長会議については、二月おきにやっているということもあって、区長さんの任期が1月から12月ということもありまして、10月の時に、先ほど言った区の提案事業などを、今お互いに情報交換をしているのですけれども、それに合わせて、今ほど言った文京区7町内の事例だとか、他の行政区のそういう町内会の事例、さらには、スポーツを通じての活動など、行政区の優良事例、町内会まで浸透している事例などを深めていただくように、10月の情報交換の場にそういったものを広めていくように、今、考えておりますので、そのことを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは2番目の質問に入ってください。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは2番目の質問に移りたいと思います。

まず2番目なんですが、今回、不登校児及び子供の貧困対策の具体的な取組みということで、ご質問をさせていただきたいというふうに思います。

本年、6月14日に開催しました青少年健全育成のつどい、それでは不登校をテーマとして講演を行っていただきました。国のデータでは、最近の5年間は不登校児減少傾向であったと言いますが、平成25年から増加に転じていまして、小学生で2万4,175人、中学生で9万5,181人というようなデータが出ております。

本町の小中学校にも30日以上長期欠席者というのは、数名いるというふうに聞いております。

一方、子供の貧困率に入りますが、この貧困率も年々上昇傾向にあり、2012年時点で

16.3パーセントが貧困率と言われております。特に、ひとり親家庭ですね。これは母子家庭ですけれども、ひとり親家庭の約54.6パーセントという高いデータが貧困であるということが発表されております。

我がまちの子ども子育て支援事業計画、この計画書ですけれども、この計画書のデータによりますと、ひとり親世帯のデータの数が、平成12年は42件から平成22年、約10年間で54件に増えていると。先ほどの午前中の行政報告の中で、児童扶養手当を受給している世帯が78件あるということを知ると、またさらに、この子ども子育て支援事業計画に載っているデータから、やはり一人世帯というのは増えている状況があるのかなというふうに思います。

ということは、やはり潜在的に、あまり表には出てきていないですけれども、潜在的に子供の貧困というのは、我がまちにもあり得る。そういうような状況なのかなというふうに感じております。

そこで、不登校児及び子どもの貧困対策に向けて、具体的な取組みについて、ご答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） ただいまの4番議員さんの質問にお答えいたします。

まず1点目ですね、本町の不登校の状況がどのようになっているのかというご質問だったと思いますので、それについてお答えいたします。

不登校の定義は、統計法に基づく学校基本調査におきまして、年間の欠席日数が前年度1年間に連続、あるいは、断続的に30日以上ある者について長期欠席者ということで位置づけておりまして、そのうち不登校については、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にある者を言っております。例に出しますと、学校生活上の影響、遊び、非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものということで、病気ですとか、経済的な理由による者は不登校とみなさないという定義になっているところでございます。

この基準に基づきますと、平成26年度、前年度ですね、本町におきましては、小学校で3人、中学校で4人、計7人が不登校の児童生徒数ということで報告させていただいております。

今年度、27年度に入りまして、それが小学校から進学するというような形の中で、小学生が1名、中学生が6名というふうに、7名の内訳として変わりました。

その中で、今までのいろいろな先生、あるいは、関係機関のご努力によりまして、中学校生徒の1名が、現在、本年度より登校という形になっておりまして、現在、小学校1名の中学校5名ということになってございます。

それでですね、中学校生、今現在5人いるのですけれども、その該当者は、中学生から不登校になったのではなくて、全員小学生の時から、不登校になった学年は異なりますけれども、小学生の時から不登校の状況にありました。不登校になった要因というのは、それぞれ児童個々によって異なりますし、なかなか特定できないというのが現在の状況でござい

ます。しかしながら、現在、小中学校で6人おりますけども、児童ですとか、生徒には、いじめが不登校の要因になったものではないということは、過去から今日までの生徒指導記録により確認しているところでございます。

今すぐ不登校になったわけではございませんので、今まで、今日、今現在の取組みについて、ちょっと説明させていただきたいと思っておりますし、今ほど言いましたように、個々によって状況が異なりますので、まず、一番大切な身近にいる担任の教員が、児童生徒の状況を的確に把握するという。そしてまた、学校に来れませんので、家庭訪問や学習支援など一人ひとりに応じた取組みを行うということが大切だということで、取り組んでおります。

一例を申し上げますと、学校に登校する場合には、いきなり普通の教室に入るのではなくて、保健室登校ですとか、個別への登校を奨励いたしておりますし、また、個別の部屋に入った場合には、中学生など学習の遅れを取り戻すため、教科による、空いている先生に個別勉強も行わさせていただいているところでございます。

また、北海道の事業でスクールカウンセラー活用事業というものがございまして、本町の場合、このように不登校対象者がいるものですから、定期的にスクールカウンセラーの派遣を受け、児童生徒の心のケア及び児童生徒ばかりではなくて、教員に対しても、どのようにそういう生徒に接すればいいかですとか、あるいは保護者への助言も行っていただいております。

本町の場合は、年間26週、1週おきということで、毎週月曜日に、午後1時から午後5時までの4時間ということで、スクールカウンセラーを中学校に派遣を受けて、該当する生徒、それから、場合によっては、指導の先生のカウンセリング、そして、保護者へというような形で、有効的に道の制度を活用させていただいているところでございます。

また、必要に応じて、隣の滝川市に教育支援センターがございまして、そこに適応指導教室、通称ふれあいルームという教室がございまして、ここでは、滝川市の児童生徒はもちろんなのですが、本町、あるいは、近隣市町のそういう不登校の同じ状況にある児童生徒と一緒に学習を受けるということで、そこで指導の先生にいろいろ学習支援をさせていただいているところでもございます。

滝川のふれあいルームにつきましては、児童生徒ばかりではなくて、そのお子さんをお持ちの保護者に対するケアといたしますか、自分の子供にどのように接したらいいかですとか、そういうようなことも指導ですとか、また、保護者同士の励まし合いをする場ですとか、そのようなことについても対応できる施設になっているところでございます。

そして、先ほど4番議員さんの発言ありましたように、本町においては、そういう不登校の実態を認識した中で、過日のゆめりあで行われました青少年健全育成のつどいにおきましても、不登校というのは、該当する児童生徒、保護者、それから学校の教員ばかりではなくて、地域社会としての結びつきも大切であるということから、不登校の経験のある方を、北見市ご在住のセラピストとして、自らが不登校の経験のある沢向悦子さんをお招きして、町民の皆様にも、不登校に対する理解や認識を深めていただきたいということで、ご講演をさせていただいたところでございます。

そのようなことから、不登校の児童生徒については、増減というのは、そのような形で前年6名ということで、本町においては増えている状況にはないということが、1点でござ

ざいます。

それと、小中学校の連携ということで、私の方で召集しまして、毎月定例校長会議を開催しています。小中の校長と私と、その中で不登校児童、生徒の状況を、月ごとに確認して、改善策についても協議をさせていただいているところでございます。

そのようなことから、今後につきましても、今まで同様に、学校においては校内教員による連絡及び調整、また、児童生徒の状況を的確に確認し、また、学校外の今ほど申し上げましたような関係機関にも、いろいろご協力を受けた中で、児童、生徒、保護者との連絡、連携を図って、なかなかすぐ改善できない面もございまして、また、中学生においては、卒業時には進路というようなこともありますので、粘り強く対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、もう1点目の、ひとり親世帯の増減の傾向についてということで、なかなか正式なデータのなものも把握できないものがあるのですけれども、本町におきましては、母子家庭、父子家庭等ひとり親世帯の方が病院等で診療を受けたときに、保険診療に係る医療費を助成する制度がございまして、それらの対象世帯数を町全体の世帯数の割合で見ますと、概ね、だいたい90件くらいなのかなというようなことで認識しているところでございます。

そのような中で、教育委員会といたしましては、ひとり親世帯ということのみならず、平等な対応といたしまして修学旅行費ですとか、あるいは、体育実技用具、給食費等の、これらについては就学援助制度を行っているところでございます。

それで、平成25年に生活保護基準が下がったのですけれども、それに連動して、うちの就学援助の率を下げるのではなくて据え置いた形の中で、本町の場合は現在も取り組んでいるというような形で、支援をさせていただいているところでございまして、また、学習の支援等については、午前中の行政報告でも申し上げましたけれども、やまびこなどを通じて、夏休み、冬休み等支援していただくということで、ひとり親世帯ですとか、困窮している方にかかわらず、町民の児童生徒の学力向上に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

以上、4番議員さんのご質問への回答にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど、教育長の方からご答弁がありました。新十津川町においても7名ほど、1名が本当に嬉しいことに登校し始めたという、嬉しいニュースを聞いたのですけれども、今年の4月の青少年健全育成のつどいの講演でもあったとおり、非常にこの問題というのは、あまり大騒ぎすると余計に子供が、また、その親がちょっとなかなかこの地域で生活しづらくなるという面では、非常にデリケートな問題なんだというふうに感じております。

やはり、ご本人よりもよっぽどその親、ご家族というか、やはり学校に行かなくなった子供の親ってというか、非常に不安だったりとか、この先、なかなか周囲に相談できないような状況があるかなというふうに思います。ですから、是非、この残り6名の方の保護者の支援というのは、是非、しっかりやっていただきたいなということがあります。

それと、子供の貧困という問題も非常にデリケートで、特に目に見えないと言いますか、当事者からの訴え、私今、貧困なんですなんていうような事というのは、ほとんどない、見えにくい問題なんですよね。しかし、やはり子供の育成にとって非常に大きな影響を及ぼす大きな問題というふうに感じています。やはり普段の様子をしっかりと見守り、分析をしながら時間をかけて表面化する問題でもあり、やはり掘り起しの視点が非常に大切なのかなというふうに思っております。

先ほど教育長の方から週1回スクールカウンセラーが心のケア、また、教員のケアで毎週月曜日派遣されるということで、お話がありましたが、昨年の8月29日の国の閣議決定の中で、子供の貧困対策に対する大綱というのが出ております。そこでは、今後、スクールソーシャルワーカーですね、学校に福祉の専門職を配置する、その拡充が示されたところであります。それとまた、本年の3月の参議院予算委員会においても、安倍総理大臣から、学校で貧困の子供を支えるソーシャルワーカーの配置を拡充し、全ての地方公共団体の相談体制の整備を図るよと、現在は1,500人のところを、5年間で1万人に拡充していくよというふうなお話もありました。

そういうことから、なかなか表面化しづらいこの不登校や子供の貧困という問題、また、それを発見した時には、やはり発見後は滝川との連携した支援というのが継続的に必要になってきます。

そういったことから、今後、我が町は教育に力を入れている町だぞというふうなことも含めて、いち早くこのスクールソーシャルワーカーの配置、これを方向立てて進めていくべきだというふうに思いますが、その点について教育長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、2週間に1回ということで、年26週ということですので、毎週ではございませんということをお報告させていただきます。

それから再質問でありました保護者への支援と、やはり保護者はお子さんとのお互い親子の信頼関係も必要でしょうし、また、保護者と生徒、学校との信頼関係、この3者を三位一体となっていていろいろ取り組んでいくことが一番大切だと思っておりますので、今まで同様、保護者への支援は惜しまずにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、最後に、ご質問のございましたスクールソーシャルワーカー活用事業ということで、これにつきましては、本町単独では実施しておりませんが、北海道で、今年度活用事業、北海道では設置しているのですね。その中で、その市町村によって実態に応じて必要な場合は申請して、道の場合は、スクールソーシャルワーカー5名の方を選任して、深く全道の市町村に各最寄りの教育長からですね、こういう制度がございますよと、該当者がいる場合は、ご活用くださいという中で文書が来ています。

そのような中で本町においては、今のところスクールカウンセラーでの、先ほど言ったように対応しているところでございますが、貧困とかですね、その辺の実態をもうちょっとどのように当方で把握するかという面もございまして、そのようなことがあった場合につ

いては、まずは道の事業を有効的にすぐ活用して、申請して、対応していきたいというふうに考えておりました、その状況を踏まえた中で、将来に向けて必要であれば町単独で設置するとか、そのようなことも検討していきたいと、このように考えておりますので、以上で、4番議員さんの再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

再々質問はございますか。

はい、再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 最後、質問というよりは、お願いという形になるかなというふうに思うのですが、我が町、定住促進事業というかで、先ほどの行政報告でもあったとおり、町外から新しく我が町に家を建てたりとか中古住宅を購入したり、若い世代のご家族が移住してきております。

そういう方たち、先ほどのデータではお子さんも大分多くなってきているということで、是非、本町の未来を担う子供たちが、本当に安心して育っていくような、育てられるような、そういった攻めの姿勢で、是非、政策を進めていっていただきたいなと思います。

是非、他のまちではまだやっていないけれども、うちは率先しています。ここを大事にするから取り組んでいくぞというような姿勢を、是非、見せていただければ、大変嬉しいなというふうに希望を申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

（午後2時10分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） それでは議長のお許しをいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

私は、大和地区での長年の懸案であります、旧大和小学校の跡地利用について、現在の状況を踏まえて、今後の対応についての町の方針を伺うものであります。

大和小学校は、平成21年3月に閉校して以来、体育館を除いてその大部分が利用されておられません。

耐震改修工事の仮校舎としての利用、または、ビニールハウス暖房装置の研究施設としての使用など計画はありましたが、いずれも本格的な跡地利用には結びついておりません。

平成25年3月の定例議会においては、平澤議員より同様の一般質問がなされ、当時の植田町長より、企業誘致活動においてプロジェクトチームを作って進めていくこと、また、ホームページの活用により、利用者の募集に努めることが約束されたと記憶しております。

ホームページの写真については、平成24年10月当時の写真が今でも掲載されているとこ



ろであります。現在の状況、外壁や内部状況とも、かなり違っている状況にあると思います。

このような形での跡地利用の募集を続けている姿勢にも、疑問を感じている次第です。

他の小学校においては、花月小学校は、花月サポートセンター、吉野小学校は、かぜのびと素晴らしい施設の再利用が実現しており、地域活性化の核となっております。

大和小学校についても、他の地区と同様な取組みをしていただきたい、そういう願いを地元の人も持っております。

そこで、閉校以来6年以上も経過した校舎を再利用するには、かなりの補修工事が必要かと思いますが、それでもその補修費用をかけても、あくまでも再利用を目指してこのような企業募集を続けていくのか、それとも、現校舎の活用をあきらめ、取り壊すことも考慮に入れているのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今ほど質問の趣旨に、平成25年第1回定例会における当時の平澤議員の質問の内容について触れられおりました。その後における状況について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

当時、平成25年の一般質問を受けて、その方針を定めるということにさせていただきました。その方針について検討の結果、当時においては、現状のままの状態、更に利活用者を募る。さらに、広くPRを進めるということにしたところでございます。

ちなみに、今ほど質問の内容にも触れられておりましたけれども、平成25年においては、町のホームページへの募集への掲示がありました。その他に、文部科学省が活用方法や利用者を募集している廃校施設等の情報を集めたホームページ「未来につなごうみんなの廃校プロジェクト」というものがございまして、そこに大和小学校の情報を掲載するなどして、利活用を希望する事業者を募ってまいってきたところでございます。

そのようなことから、同年、平成25年ですね、文部科学省のホームページを閲覧した事業者から、ソーラー発電を行いたいという照会が2件ありましたけれども、北海道電力において、電力の受け入れは不可という回答があり、実現には至りませんでした。

また、去年は、日本に働きに来る外国人の語学研修施設としての利用にとの打診もございましたが、照会があったのみで、具体的な打ち合わせまでには進んでいない状況にあります。

次に、校舎の状況について報告をさせていただきますが、私自身も前職、鈴木議員もそうでありましたけれども、教育委員、私は教育長という立場でありましたので、7、8年前までは何回となく大和小学校に伺いさせていただき、子供達が一生懸命勉学に励む姿や、大和の伝統文化を引き継いでいる獅子神楽に取り組んでいる姿、さらには、地域の方々とカルタなどを行う世代間交流をする、それぞれ、地域の拠点として本当に素晴らしい大和小学校であったというふうに思っております。

その後、大和小学校が今ほど言ったとおり、21年の3月に閉校してからは、町では必要最低限の維持管理は行っているものの、利用しなくなって6年の歳月が経過しております

ので、やはり校舎の老朽化は進んでいる状況でございます。加えて、外壁の汚れも目立ってきており、屋上の防水シートもかなり劣化が進んでいるものと思われまして、給排水設備や消防設備などを再度利用できる状態にするには、相当の費用がかかるものと考えられます。

また、昭和56年の建築基準法改正の耐震基準による耐震診断を行っておりませんので、安全安心な利用のためには、当該診断を行う必要があります。建物の改修と合わせると、状況によっては相当額の費用を必要とする現状であるというふうに考えております。

町では、今後どのようにするのかということでもありますけれども、現在のところ引き続き、ホームページ等により利活用者の募集を進めてまいります予定でありますけれども、いつまでもということにはならないので、やはり2年から3年間の期間を経て、今後も利活用希望者が現れない場合、その場合は、残念ではありますけれども解体も視野に入れての検討は止むを得ないと考えているところであります。

ただ、解体を進めざるを得ない場合にあっては、今まで大和地域の本当に拠点の施設でありましたので、大和地域の皆さんのご意見を十分に伺った上で、執り進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

現在のところは、まずもって、さらに利活用者がいるかどうか募集をしながら、2、3年の状況を見て、その後、校舎の解体も視野に入れて検討をしていきたいということを申し上げ、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 鈴井君、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○3番（鈴井康裕君） はい、それでは再質問をさせていただきます。

ただ今、町長から引き続きホームページによって募集、利活用してくれる企業の募集を続けていくと。2、3年後、利活用がなければ、希望者がなければ、解体も視野に入れていくというご回答を得たところでございます。

私が、取り壊しの事を言及したのは、先ほど既存施設を再利用するとなると、町長の答弁にもありましたように、建築物の耐震化、耐震診断をしなければならぬと。そのための様々な手続き、費用がかかるのではないかとという心配からでありました。

もしそうであれば、思い切って校舎を取り壊し、更地にした上で企業誘致をかけた方がよいのではないかと、そうも考えてみたわけでございます。既存の施設に再利用にこだわるあまり時期を逸して、利用価値がだんだん低くなる建物を維持していくというのは、非常に困難なことだと思っております。そういう事のないよう現在の方針を今一度見直し、検討をしていくべきだと思っております。

大和地区の活性化のためには、核となる施設が是非とも必要であると、私は思っていますが、今後、町はどのように考えているのか、先ほど解体の時、地域住民の意見を聴いてくださるという話もございましたが、やはり私は、大和地区には、それなりの施設を誘致していただきたいという希望です。

そういう計画を作ってくれるのか、まだ、そこまで検討していないのか、是非とも伺いたいのですが、よろしく答弁のほどをお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） はい、それでは再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今ほど更地にして、利活用を考える方が良いのではないかという質問の内容もあったというふうに思いますけれども、現在のところ、あの大和小学校の建物、確かに、経年で老朽傾向にありますけれども、あれだけの施設でありますから、あの施設を活かして再利用を考えてくれる、そういう事業者がいた場合には、壊してやるよりは今の施設を活かしてやるのが得策であるというふうに考えているので、校舎は2、3年後まで待ってみたいということであります。校舎を壊してから、校舎があれば良かったという事のないように、壊すことはいつでも壊せることにはなるのではないかなというふうに考えております。

また、町では企業振興促進制度も、今、鈴木議員の質問の中にホームページもご覧になっているというふうにありますから、その後段にも、そういう制度もついておりますから、もし仮に、校舎を利用して使う方がいれば、その制度を使って町の支援制度もありますから、その制度を活かした中で校舎の再利用ができます。

ただ、事業者がどのような形で出てくるかということが、まだ、見えない状況になっておりますから、それで2、3年は今の状況で判断をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それで、その後の話になるかもしれませんが、その前段として、大和地域として、どのように考えているのかという大きな視点での質問だというふうに理解をしてございます。

新十津川の街並みという部分では、やはり今までいくつかの大きな地域、そして、集落があり、今は4つの集落、いわゆる大和、花月、徳富、そして中央と、大きく分けて4つの拠点集落の経年を経て、今の新十津川のまちが継承されていると。その4つの大きな集落の中に今ほど質問にあったとおり、大和だけ何も学校跡地に無いという質問ではないかなというふうに思っており、私自身も大和の地域の再生のために、やはりあの地域の大きな土地、そして財産を活かして、次の核たる施設が活かされるよう全力を持って、私自身も事業者に当たりたいというふうに考えておりますし、このホームページから引用して、全国の中から大和小学校を利用する、そういう人がいれば、また、いろいろ交渉しながら、大和地域に新たな施設の有効利用、そして地域のつながりを深められるような施設を構築をしていきたいというふうに考えております。

解体した後に、何も無いという状況は極力作らない。やはり大和地域、その地域を先ほど4番議員の質問のコミュニティの活性化と同じように、地域のよりどころという部分では、何らかのそういう行政区会館の他に違った施設をうまく誘引できるように、全力で頑張っていきたいということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

再々質問ございますか。

それでは、再々質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） はい、それでは、今、町長から良い答えをいただきまして、そのように今後、施設を極力活かしていく方法を模索しながら、新たな施設ということも考えにあるということでしたので、そのようなことで進めていただきたいと思います。

ホームページも、是非、更新して現在の状況をしっかりとPRできるようなものを作っ

ていただきたいと思ひます。

私の希望となりましたけれども、これで私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。町長の答弁は求めませんので、これで終らせていただきたいと思ひます。どうも有難うございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、鈴井康裕君の一般質問を終わります。

次に、6番、西内陽美君。登壇の上、発言願ひます。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、介護保険法改正に伴う町の対応について、町長に一般質問をいたします。

介護保険法改正によりまして、要支援1、2の対象者が利用する介護予防サービスの内、通所介護サービスと訪問介護サービスが介護保険事業から外され、平成28年度までに市町村が実施する地域支援事業の中でサービスを提供することになりました。

本年6月16日開催の総務民生常任委員会においては、この2点のサービスと生活支援サービスを含めた、介護予防、日常生活総合事業を来年4月に開始する予定であるということを知り取ったところでございます。

また、8月31日の北海道新聞紙上では、本町は、27年度中に介護保険サービスの一部を町事業に移行する意思を示しました。事業の構築には、支援者となるボランティアの育成の必要性も十分考えられますが、未だ地域住民への周知は進んでいない状況にあります。

本町の介護予防サービス、利用する方々、要支援1の認定を受けた方々から、来年度以降どうなるのかと、私たちはどこに行けばいいのかという心配をする声が上がってきております。

本町が目標とする生活支援事業のあり方や目的など、事業の整備に向けての流れを、町の皆様に理解していただき、不安を払しょくするような説明を早急に行っていただきたいと考えて、今回の一般質問をさせていただいた次第でございます。

そこで、新聞紙上で介護保険サービスの一部を町事業に移行するという意思を示した以上は、具体的なプランがあるものと推察いたしますので、次の点について伺います。

1つに、市街地と農村地区など、地域による課題を把握されているのか。また、地域ごとに独自のサービスを考えていらっしゃるのか。

2点目といたしましては、通所系、訪問系サービス以外の生活支援サービスの内容は、どのようなものを想定して実施する計画でいらっしゃるのか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、6番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

6番議員さんは、ご承知のとおりだというふうに思ひますけれども、先に少しお話をさせていただきますけれども、今回の法改正の関係でありますけれども、多様化するニーズに対応するため、行政だけでなく民間事業者やボランティア、さらには元気な高齢者が担い手となりながら、地域全体で高齢者を支えていくことができる体制を構築することが求められている改正内容になっております。

このことを踏まえ、本町では、平成28年度から空知中部広域連合の介護保険事業からの交付金を財源に、町の単独事業として介護予防、日常生活支援総合事業をスタートさせることとしております。

従いまして、要支援サービスが介護保険給付事業から切り離され、市町村事業になりますけれども、従来と同様に、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続でき、また介護予防を推進するための制度であることには変わりありません。

現在の通所型サービスと訪問型サービスは、新制度移行後も、本町では現行制度相当の内容と料金体系は継続してまいりますし、これに加えて、そのほか町民のニーズに対応できる多様な形態のサービス体系を構築するべく、現在関係機関と調整を図っているところであります。

従いまして、不安を招くだとか、現行制度から停滞をするということではなく、現行制度を拡大をしていくという考え方にあることを、まずもってご理解をしていただきたいというふうに思います。

それらを踏まえ新年度からは、現行サービス体系を中心に取組み、サービス提供側の体制、さらには、必要となるボランティアの確保につきましても、ご承知のとおり整える必要があることから、徐々にではありますけれども、しっかりとした体制を着実に確立するものでありますので、このことを最初にご理解願いたいというふうに思っているところであります。

そこでご質問の1点目について、地域による課題を把握しているのかとのご質問でございますけれども、本町では4人の保健師を行政区単位に、それぞれ地区担当として配置をし、各地区の状況の把握に努めているところであります。さらには民生委員児童委員との情報交換を適宜行ない、各地区の要支援者の状況の把握に努め、地域課題の分析をしているところでございます。

現在、通所型においては、町内1か所を拠点として、サービスを提供しておりますけれども、送迎に時間を要する地域もありますので、それぞれ利用者の身近な場所でサービスを利用できるよう、平成28年度においては、通所型である生きがいデイサービスを中心に、4方面別の開設に向け、介護事業所と協議を、今、進めているところであります。

2つ目のご質問であります。通所系、訪問系以外で想定する生活支援サービスの内容ですが、平成28年度においては、基準緩和型の利便性を考慮し、優先度の高い事業から順次整備をしていきたいと考えておりますので、見守り配食、買い物支援、家事支援、外出支援のサービス事業を行うよう計画を取り進めているところでございます。

なお、これらの生活支援サービスの提供体制を構築するために不可欠となるのが、冒頭でもお話したボランティアの協力でありますので、社会福祉協議会が核となり、ボランティアセンター機能を担っていただけるよう協議を進めております。その育成、確保をさらに推進してまいりたいというふうに考えているところであります。

冒頭で申し上げましたとおり、制度移行後のサービス提供体制につきましては、現行のサービス相当の通所型サービスや訪問型サービスを主体に進めながら、次年度に向けて可能なサービスを実施し、その後順次、ステップアップをして必要なサービスを提供し、本町に住んでいる方々が、安心して住み続けていただけるよう、充実を図っていくところでございます。

以上を申し上げ、6番議員さんの質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員さん、再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今のご答弁の中でですね、現在実施されております訪問介護、通所介護サービス、その内容や料金、利用回数、送迎にかかるまで一切変更はなく、むしろ拡大されていくと、事業が町に移行されても住民が不利益を被るようなことはないということに理解をいたしました。

さらに、通所デイサービス、今、1か所のところを4か所に拡大していくということでございますが、保健師さんや民生委員さんを含めた課題の発掘に関しましても作業を進められているところでございますが、一律のサービスを提供していくことになるというふうに聞き取ったわけですが、事業が健康維持と増進、あるいは機能訓練や認知機能の人の低下の予防などとともですね、閉じこもりを防止するということが曖昧になってくるのではないかということをお聞きしたいところでもあります。

是非、目的を明確にして実施されていって欲しいというふうに思うところでございます。

そこで再質問なのですが、これからの行政区の会館、行政区活動として、ただ今ご説明にありましたように、生活支援事業として買い物事業ですとか、外出支援、そういったことの事業のあり方が行政区単位ですとか、そういった方のサロン事業とは別に、地域の方で取り組まれていくのではないかとこのように思うのですが、そういった行政区会館が今後どのように使われていくのかということをお聞きしたいのですけれども、行政区会館は保健福祉課の所管ではありませんけれども、住民の福祉に寄与するということに関しましては、大変大きな機能を有しておりますから、その観点からお聞きをしたいと思っておりますけれども、厳密には介護予防事業に関しましては、機能訓練とおしゃべりやなんかを通じて交流の場をもつということには厳密には上げられませんけれども、今後、そういった行政区、地域のあり方といいますか、行政区会館を核とした事業の構築、どのようなものがあるかということをお聞きしたいのですけれども、先ほど4番議員も行政区会館の行政区活動についてお聞きしましたけれども、それとは別に、こういった介護予防事業に関する地域での支援事業が、4地区のデイサービスの拠点以外に、行政区の中でどのように会館を核として使われていくのか、そういう事をお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まず、行政区の利用をどうするのかという質問であったというふうに思います。その前に、先ほど回答もさせていただきましたけれども、行政区ごとの高齢者の実態、それと要支援者の実態、要介護者の実態、これは様々な状況になっております。ですが、そういう状況は保健福祉課、町の方ではしっかり把握をしておりますし、ただ、その状況を把握してすぐ目標をというのですか、全部がいつ頃にはいかないのですね。何故いかないのかということ、やはりボランティアだとか介護事業所だとか、そういった受け入れ体制だとか、ボランティアのそういう養成だとか、そういったものが必要になってくるのです。目指すべき姿はある程度見えてはいるものの、やはり今の制度を活かしながら徐々にレベルアップをしていきたいということが、冒頭話した答弁の中にあつたとおりなのです。

やれる体制をスムーズにやっていきたいと。ただ、今ほどあった買い物支援等については、その要支援者だけではなく、違った意味でやれるかどうかは今検討をしている状況にはなっているのですけれども、まだ、それは検討段階にありますから、そのことは今言える状況にはありませんけれども、見える状況になれば、また、お示しをしながら皆様に周知を図っていきたいというふうに考えております。

ご質問の行政区なのですけれども、ちょっと今の再質問の冒頭でも言ったとおり、ボランティアの方が多くなってくることが、体制が構築できた時には、例えば、今の老人クラブを核にして、いろんな方々が集まってサロンの事業の拡大やその場を活用してのセンター的な機能ということが可能になってきます。ただ、そこを今からいっぺんにやっていくにはちょっと時間と人的な対応ができないので、将来的なことを考えると、そういうことが望ましい地域、全てではありませんけれども、望ましい地域があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、段階的に進めるが故に、まずは今一つの全体的にいていたものを、先ほどの4つの拠点で執り行いながら、それぞれの地域の状況だとか利用者の実態、そしてボランティアのその集まり具合を勘案して、しっかり時々合った対応をしていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます、もう1つ付け加えますと、そういったことが町民の健康だとか、なかなか家から出ない人が外出をする、そして、いろんな人とコミュニケーションをとれる、そういったことの拡大することが、やはり健康長寿に結びつく、そういうふうな一つの事のつながりのためにも、そういうふうに進めていきたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。再々質問ですか。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 再々質問ではありませんけれども、介護状態になるというのを防ぐことは、ご本人やご家族のためのみならず、本町の財政状況にとっても大変大きくかわってくる重要な施策の一つでもありますし、総合事業の中で地域の住民の方々が互いに支え合える仕組みを作っていく、それを住民の方々に意識してもらおうといったことも関わってってもらおうということも視野に入れた施策を作っていくことが大変大事なことだというふうに思いますし、ボランティアの養成に関しましても、先般、認知症サポーター養成講座も町内では何箇所かで開いておりますので、そういったこの養成された、参加された方にも理解していただいて、加わっていただくような施策を作っていただきたいという思いでございます。

この案件に関しましては、私は、所属する委員会で扱っているものですので、これから詳しいことをつめていく、私も事業、施策案を策定する段には、どんどん関わってまいりたいと思いますけれども、機会あるごとに町民の方々へ、どのような状態であるかとか、そのボランティアの養成に関わってどこまで進んでいるかとか、区長さんですとか、そういった区の方とかの情報を公開していただくと、介護認定を受けた以外の方々、支える方々への意識の養成にもなりますので、そこをやっていただきたいというふうに思います。質問ではありませんので、町長の答弁は求めません。これで終わります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

何かありますか。

はい、町長。

○町長（熊田義信君） 今の認知症サポーターの関係からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今年も実施をし、50人の方が認知症サポーターとして、今年増えました。合計で今、284人。そういう認知症の対応ができる人方が新十津川に増えている。そういう人方が大きな力を今後、ボランティアとして協力をしていただければ、その大きな数字になっていくのではないかなというふうに思っています。

それからもう一つ、ボランティアの方なのですけども、今後、先ほど説明したとおり、社会福祉協議会と連携をし、核となって進めていただきます。10月以降に社会福祉協議会がそれぞれ行政区の方々に、ボランティアを募るように計画をしていることを申し上げ、ちょっと皆さん方にお知らせをしたいということをお願いし、答弁とさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） 最後になりますけども、一般質問をさせていただきたいと思いません。6月の定例会、そして9月の定例会と、傍聴席に人が入らないくらいたくさん来ていただきました。議員の立場でも非常にうれしく思います。町民の方々が、政治に町政に関心を持ってきている人が増えてきたのか、あるいは、1票を投じた議員さんがどのような活躍をしているのか見に来たのか、それはちょっとわかりませんが、とにかく議会としてもこのような事態が、満員御礼が2回続くということは非常にうれしいことであり、今後も引き続き、このような形で続けてくれればよいなと思います。

さて、今、私はですね、経済文教常任委員会というところに所属しております。そこは建設課、教育委員会、そして産業振興課の事務について、議員としていろんな角度から物が言えるような形の中でやっているわけでございます。はっきり申し上げまして、その中でも、この産業振興課に所属する様々な問題というのは、実は、まちの経済の中核になっている部局でございます。非常に大事であろうかなというふうに思っております。残念ながら、私個人はその分野に関する情報、知識等については誠にうとい部分がございますし、なかなか活発な意見が言えない点もありますし、自らもより一層勉強させていただかなければならない分野でもであろうかなというふうに思っております。

従いまして、今回、質問する事項につきましても、ちょっとピント外れになるかなというふうな所もあろうかと思っておりますけども、基本的な考え方は、このまちがどういうふうにしたらもっと良くなるかというふうな事を念頭に置きながら、発想したと言いますか、考えたところがございますので、そういう視点でちょっとお聞きになっていただければというふうに思います。

今言ったような状況下にある自分としましては、いろんなことを比較検討するというふうなことから資料も読みましたし、ネット等も眺めました。併せまして、現地と言いますか、私の所属している委員会に関するようなことの情報を集めるために、いろんな所を歩いて見ました。主に管内としましては、沼田の夜高、それから雨竜、浦臼でやっている様々なイベント、奈井江の産業まつり、三笠の盆踊り、こういったものが地域の中でどう



いうふうに位置づいているかというのを肌で感じるために見させていただきました。

その中で、そういうイベントの中で、まちが作っている様々な品物を、どのように来た人たちに提供するかという工夫についても、つぶさに覗いてきました。これからは、やはり何とかして独自性を持ったような取組みをしていかないと物が売れないだろうと思いますので、そういったことで考えた項目の一つでありますので、ご質問をさせていただきたいと思います。

簡単に言いますと、一つの例として、道東の方では酪農が盛んでございます。その酪農の盛んなあるまちでは、牛乳で乾杯をしようという条例を作りました。この条例というのはいろいろありまして、町民に対してきちっと履行しなかったら罰則を求めるといふ条例もありますし、ただの条例を作っても、こういう事をして欲しいんだというお願いを込めたというふうな条例もございまして、ですから、いい加減なものと言えればいい加減なものかもしれませんが、ただ、私はこれを読んだ時に、このまちの矜持というのを感じました。

私たちのまちは牛乳を作って、あるいは酪農という産業を通じて成り立っているまちなんだと。だから、私たちはこういう条例を作って全国にアピールをして、この牛乳を作っているという行為そのものを理解して欲しいんだという願いが入っているんだろうと思うんですね。それを、うちのまちに置き換えてみると、私たちのまちは何を作っているのですかということなんですね。

盛んに、今までの歴代の理事者の方々は、米を作っている、米を作っている、米を作っていると言って何十回も何百回も言ってるわけですね、それを。本当に米を作っていて、農家の方々が儲かっているのですかと聞くと、現実には数字は持っておりますけれども、示せませんけれども、農家戸数は減る、所得は増えない、後継者はいない、暗い話ばかりしか聞こえないんですね。これで本当にいいのでしょうかということをお願いするんですけども、それにはいろんな要因があるはずなので、ここでその議論はしませんけれども、そういった条例を作ることによって、まちのアピールは間違いなくできると思うのですよね。この件につきましては新聞にも載りましたし、放送局のインタビューも受けて、全道放送あるいは全国にも放送されたかもしれません、珍しい条例だということですね。そういうふうな事を作ることによって、別にお金をかけないで、まちのPRができるわけですね。

というふうなことから、私は、幸いなことにお米を原料としている日本酒を作っている酒造会社がうちのまちにはございます。これは100年の歴史があると言います。私は、酒屋さんの回し者でもなんでもありません。私個人はそんなにお酒が好きではありませんから。そのことについては歴史の事実としてあるわけですね。これを上手に米と組み合わせるとPRをしたら良いのではないかと、私は思います。

片一方ではお酒を造る、片一方ではお米を作る。さっき言っていたような、正に6次産業でしょう。生産から加工して販売をしていくということが、昔からなされてきたわけですよ。それを、やはりまちとして全面的に支援するような形での条例化というのはあってしかるべきじゃないかなと、私は思うんですね。

それは、観光面からの支援という観点も言えますし、あるいはお米づくりを、より奨励していこうという視点からもそういう事が言えるのではないかなと思うのですよね。そう

いうふうな事を、やはり今後、町を活性化させる一つの方法論として、今、日本酒での乾杯条例なんていう形でここに書きましたけども、それは、いろいろあって良いと思うんですよね。トマトでも良いし、アスパラでも良いし、なんかそういう発想をきちっと持って、まちが今やっていることを自信を持って、住民あるいはそういったことで世間の人たちに認知をしてもらうような活動が、これからは必要かなと、私は思います。

そこで、ただ条例を作っただけでは住民の方々に理解が深まらないので、新十津川のお米で作った新十津川のお酒を、是非、住民の方々にも何らかの方法を使って還元するということまで広げて行っていただきたいなど、私は思います。

これは永久にやれということではなくて、3年もやってこの条例の趣旨みたいなものが住民の方に伝わったり、深まったりすれば、それで目的は達成するのかなというふうに思います。

前回、植田町長の時に、私は、お米を作っているということを一つの矜持として、このまちが持つのであれば、新米ができたなら町民に無料で配布しなさいというような趣旨の質問をさせていただきました。簡単に蹴られてしまいましたけども、それと似たようなものでございまして、私は、このまちに住んでいる非農家の人たちが、農家の人たちがどのような経緯でお米作りをしているのかというふうな歴史性みたいなものも含めつつ、まち場で非農家として暮らしている人たちに、そういったことを十分知らせて、そしてこのまちの産業の豊かさと言いますか、そういった部分を身にかけてもらえるようなことをやっていくべきだろうと思います。必ずそういったことが商品の拡大やまちのPRにつながっていくものだというふうに、そういう観点から質問をさせていただきました。

たぶん、やらないという答弁だと思いますけども、一応、答弁は聞いてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、8番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

新十津川町の主産業、米、酒を活かしてまちの活性化、いろんな喚起につながるんじゃないかという提案であったというふうに思っております。

酒については、6次産業につながるということになりますけれども、酒は3次産業になりますから、6次産業までには至っていないという今の状況になっているのではないかなというふうに思っています。

これから、酒を使って何かを商品化することが6次産業につながることだというふうに考えておりますから、まちの酒を活かして何か6次産業につなげていくことになれば、私もうれしいなというふうに思っているところでございます。

さて、本町、今、乾杯条例というのですかね、そういう趣旨での質問であったかというふうに思います。

最初に、京都市、灘の酒ですね。そこで清酒の普及の促進に関する条例というものがございます。全国的にも酒蔵の多い市町村を中心として、この乾杯条例というものが全国に広まって、今70を超えているという状況になっております。

今8番議員さんの質問にありました、道東の地域、これは中標津町の事をお示ししているのではないかなというふうに思いますけども、牛乳消費拡大応援条例というものを定めておりますし、また、道内では富良野市のまずはふらのワインで乾杯条例、旭川市の地酒の普及の促進に関する条例、増毛町の乾杯条例、この4つの条例が今定められております。中標津町の条例以外は、議員提案でこの条例が制定されているという状況になってございます。

牛乳の消費については、子供から高齢者まで、本当に老若男女が飲めるものであり、カルシウムも豊富で人間の骨格作りという部分からも、まちの酪農地帯、さらには、牛乳を全国にアピールするという、先ほど8番議員さんの質問のとおり、そのように活かしている条例ではないかなというふうに推察をしております。

ただ、お酒につきましては、個人の嗜好に関することでもございますので、多くの市町村においては議員提案、若しくは委員会提案による条例制定となっている、そういうこともご理解をいただければなというふうに思っておりますし、一方で宮崎県の都城市においては、条例制定をしようというふうにした時に、酒を飲めない市民もおり、条例で勧めるのは良くないということから、条例案が不採択になった例もあり、乾杯条例につきましては、賛否両論分かれているところでございます。

また、乾杯条例は、今8番議員さんも言ったとおり、条例ではありますけれどもスローガンの規定でありますので拘束力や罰則もなく、実効性はそれぞれに委ねられているという状況になってございます。近年、食による地域おこしは、地域活性化の大きな柱となっており、今、和食は世界の遺産にもなっており、和食につながる酒という物では、非常にこれから有効性のある物だというふうには理解はしております。地域の観光の資源として注目され、地域の認知度や愛着という効果も更に高まっていくことを、期待をしたいというふうに思っております。

また、酒蔵ツーリズムは観光庁がクールジャパンの一つとして位置付けておりますし、北海道においては、道産米を使った美味しい道産酒の存在を道民に知ってもらい、もっと飲んでもらおうと、平成21年に北海道酒造組合とホクレンが主催し、道内の経済団体等の支援を受け、日本酒を中心にワイン、焼酎等の道産酒や酒米の道内消費拡大を目指す酒チェーン運動を展開をしているところであります。

本町におきましては、徳富地区において、ピンネ酒米生産組合により酒米を生産しており、現在では道内一の生産を誇り、更なる品質向上と安定した供給に努め、産地確立を目指しているところでございます。

また、地元金滴酒造のお酒は、まちの優良特産品に指定をしており、酒米の吟風を使った大吟醸酒は、平成24年に全国新酒鑑評会で金賞を受賞するなど、その評価が高まっているところであります。米づくり、酒づくりは、本町の歴史の一部でもあります。良質米の産地、酒蔵のあるまちとして地域ブランドを高め、地域産業の振興につなげていく施策は大変重要であると考えております。引き続き、今後も酒米生産者、酒造会社、商工業者及びピンネ農協などの関係団体と連携し、地域産業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

ちょっと長くなって恐縮でありますけれども、これまでも町内の日本酒愛好者をはじめ、趣旨にご理解いただいている方々、さらには、一部の飲食店においても、乾杯は地元

のお酒でと自主的に取り組んでいただいている方もおり、このような取り組みが広がっていくことを期待をしているところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、お酒につきましては、個人の嗜好に関わるものでございます。自発的に地元のお酒で乾杯をしていただくことが、懇談や懇親の席を損ねることなく望ましい形と考えておりますので、まちによる乾杯条例の提案は控えさせていただきたく、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、8番議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 青田良一議員、再質問。

再質問を許します。

○8番（青田良一君） なかなか、こちらの思っていることと、行政の考えることと一致しない部分がございます。突飛なことはなかなかできないという部分の思いも分かりますけども、今の時代、表現はちょっと悪いかもしれませんが、四角四面なことをやっても、なかなかまちの知名度を上げたり、印象をとという部分については結びついていかないということ、町の理事者の方も、課長職の人も考えていただきたいですね。

やっぱり、何か人と違う事の発想を積み重ねながら、それがまちぐるみの中で応援しているんだよという状況を作っていくには、どうしたらいいかというふうな事を、やはり提案をしながら具体化していかなければ、やはりこのまちの産業の活性化という部分については、結びついてこないんだろうというふうに、私は思うのですよね。

今回の発想も、そういう観点から一番つまらない方法を選んで、実は、町長に投げかけてみました。投げかけてみたのは、そういう思いをしている住民が少なからずいるはずなんです。もうちょっとお米の宣伝をなささい、もうちょっとお酒の宣伝をなささいというふうな事を思っている方々の思いも、きちっと聞き届けてあげて、そういったことを活かしたまちにするためにはどうしたらいいかというようなことを、具体的な部分として出していれば有難いなど、それが必ず、まちの産業の振興という部分に、くどいようですけども、結びついてくるのだろというふうに思います。

そういう観点から、今後一層、こういった部分を担う方々のご努力を期待しまして、特に答弁はいりませんが、私の思いの一端をお聞き届けて、まちの発展のためにご努力いただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

ここで15時20分まで休憩いたします。

〈演台撤去〉

（午後3時08分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 一般質問、大変ご苦労様でした。

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時20分）

---

◎議案第47号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第47号、平成27年度新十津川町一般会計補正予

算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第47号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,018万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,953万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては、副町長より申し上げますので、ご審議の上、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第47号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第3号の内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

14款、国庫支出金。補正額262万1千円、計2億9,195万2千円。

15款、道支出金。補正額2,386万3千円、計4億7,048万3千円。

18款、繰入金。補正額2,185万7千円、計3億4,087万2千円。

21款、町債。補正額3,184万8千円、計4億8,444万8千円。

歳入合計、補正額8,018万9千円、計55億7,953万5千円。

続きまして、歳出でございます。9ページでございます。

2款、総務費。補正額4,156万5千円、計5億6,151万9千円。財源内訳、特定財源で国庫支出金262万1千円、一般財源3,894万4千円。

3款、民生費。補正額460万円、計6億9,281万9千円。財源内訳は、一般財源で460万円でございます。

6款、農林水産業費。補正額1,673万1千円、計4億3,985万5千円。財源内訳は、特定財源で国庫支出金814万5千円、一般財源858万6千円。

7款、商工費。補正額1,573万3千円、計2億5,596万6千円。財源内訳、特定財源で国庫支出金1,571万8千円、一般財源1万5千円。

10款、教育費。補正額156万円、計4億1,385万3千円。財源内訳は、156万円、一般財源でございます。

歳出合計、補正額8,018万9千円、計55億7,953万5千円。財源内訳、特定財源で国道支

出金2,648万4千円、一般財源5,370万5千円でございます。

次に、地方債の説明を申し上げます。7ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第2表、地方債補正。これは変更でございます。

記載の目的、臨時財政対策債。補正前限度額1億7,000万円。補正後限度額2億184万8千円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。これにつきましては、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことから、これを変更するものでございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。18ページからになります。歳出。

2款1項3目財産管理費。補正額230万7千円、計7,756万5千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。6番、電子機器管理事務230万7千円。これにつきましては、マイナンバー制度導入に伴いまして、既存システムで重複する個人データの整理を行う作業に要する経費、それと、このマイナンバー制度の実施に伴いまして、国から支給をされます仮想的に専用ネットワークを構築する装置、これの設定及びテストに係る経費を計上するものでございます。

次に、10目諸費。補正額3,468万9千円、計6,633万7千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。3番、ふるさと応援寄附金推進事業3,468万9千円。これにつきましては、ふるさと応援寄附金が、当初の見込みを大きく上回るペースで納付されていることから、お礼の特産品に係る経費を6,000件分上乘せするものでございます。なお、当初は4,000件を見込んでございましたが、行政報告でも報告をいたしましたとおり、8月31日現在、3,285名の納付があったということでございまして、今回補正をさせていただくものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費。補正額75万9千円、計1,039万9千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、町税賦課事務75万9千円でございますが、これは、軽自動車税に係る法改正に対応するため必要となるシステム改修に係る経費を計上するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民登録費。補正額381万円、計3,124万2千円。財源内訳、特定財源で国道支出金262万1千円、これにつきましては、国庫支出金で個人番号カード交付事業費補助金262万1千円でございます。一般財源は118万9千円。内容を申し上げます。3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業381万円でございますが、これは、マイナンバー制度の導入に伴いまして、住基ネット関連機器として端末装置、それやマイナンバーカードの裏書が必要になってきますので、そのプリントシステムなどの整備を行うのに必要な経費を計上するものでございます。

次、22ページからでございますが、3款1項2目高齢者福祉費。補正額460万円、計1億5,787万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。20番、高齢者世帯等除雪費助成事業460万円でございます。これは、町長の執行方針でお示しをいたしました高齢者世帯の置き雪や屋根雪降ろし等の除排雪に係る費用に対しましてその2分の1を助成する事業を実施するための経費を計上するものでございます。なお、生活道路や置き雪の除排雪につきましては、上限を3万円、屋根雪降ろし等の除排雪につきましては上限を2万円として予定をしております。

次に、24ページ、25ページでございます。

6款1項2目農業振興費。補正額1,085万9千円、計3億4,847万3千円。財源内訳で特定財源で国道支出金814万5千円でございますが、これは道支出金で中山間地域等直接支払交付金でございます。一般財源は271万4千円。内容を申し上げます。11番、中山間地域等直接支払交付事業1,085万9千円でございますが、これは、中山間地域等直接支払交付事業が第4期対策となつてございますが、この第4期対策の開始に当りまして、農地の計測を行いまして、その面積の確定作業を行いました。それで、対象面積が増加するという事になったため、その増額分を補正計上するというものでございます。

次に、2項1目林業振興費。補正額587万2千円、計1,693万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、有害鳥獣駆除対策事業587万2千円。これにつきましては、行政報告でも報告をしたとおりエゾシカとアライグマの捕獲頭数が8月末時点で、それぞれ131頭、40頭ということで、昨年度より大幅に増えたということから、本年度内に見込まれる必要な処理経費を計上するものでございます。

次に、26ページ、27ページでございます。

7款1項1目商工振興費。補正額1,573万3千円、計6,710万8千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1,571万8千円。これは道支出金で地域ふれあいプレミアム付商品券追加発行支援事業費補助金でございます。一般財源は1万5千円でございます。内容を申し上げます。11番、プレミアム付商品券追加発行支援事業1,573万3千円。これにつきましては、北海道が行う地域ふれあいプレミアム付商品券追加発行支援事業、これを受けまして、本町において、これまでと同様のプレミアム付商品券を5,000万円分発行するという事と、その30パーセントプレミアム分及び発行経費を計上するものでございます。

次に、28ページ、29ページでございます。

10款1項2目事務局費。補正額52万7千円、計2,049万5千円。財源内訳で、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。7番、私立幼稚園就園奨励補助金52万7千円。これにつきましては、幼稚園の就園助成認定者が親の所得確定に伴いまして72名の見込みであったものから、76名に増加したということとございまして、これの奨励金の増額分を補正計上するものでございます。

次、2項2目教育振興費。補正額29万5千円、計2,385万1千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、小学校教育推進事業29万5千円。これにつきましては、ICT設備といたしまして、小学校に設置をいたしてあります、クライアントサーバーシステムのサーバーが5年を経過いたしました。その結果、一部不具合、サーバーの方に不具合が発生しているということから、サーバーの更新に係る経費を計上するものでございます。

次に、3項2目教育振興費。補正額29万5千円、計3,179万2千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。1番、中学校教育推進事業29万5千円。これにつきましても、小学校の先ほどのサーバーの更新と同じ内容でございまして、中学校におきましても、このシステムを同時期に導入してございます。無停電電源装置他サーバー機能に不具合が生じているということから、サーバーの更新をしたいとするものでございます。

次、4項1目社会教育総務費。補正額44万3千円、計2,890万3千円。財源内訳は、すべて一般財源でございます。内容を申し上げます。16番、文化スポーツ母村交流事業44万

3千円でございます。これは、新十津川尚武会が十津川村との母村交流大会を十津川村において行うということでございまして、それに係る経費の3分の1を助成するための経費を計上するものでございます。

歳出合計、補正額8,018万9千円、計55億7,953万5千円、財源内訳で、特定財源、国道支出金2,648万4千円、一般財源は5,370万5千円でございます。

以上で内容の説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第48号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございますが、当該組合の構成団体の脱退及び加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。例えば、石狩振興局で傍線の引いてあります道央地区環境衛生組合が、改正案ではなくなるということで脱退ということでございます。以下、同様にして、この新旧対照表をお目通しいただき、加入及び脱退の状況を確認していただければというふうに思います。

附則でございますが、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1、十勝総合振興局の項中の改正規定、別表第2、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2、9の項の共同処理する団体欄中の改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎議案第49号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第49号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]



○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第49号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。当該組合の構成団体の脱退及び加入並びに当該規約を左横書きに改めることに伴い、北海道市町村職員退職手当組規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、先ほどの条例と同様、別紙新旧対照表をご確認いただき、加入及び脱退の状況をお目通しいただきたいというふうに思います。

なお、附則でございますが、施行期日を、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の項の規定の改定は、平成28年4月1日から施行する。

2項は、規約の左横書きに改正をする内容を記してございます。よろしくご審議の上、議決賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。当該組合の構成団体の脱退及び加入並びに所要の改正を行うことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表により脱退及び加入の団体をご理解できるというふうに思いますので、お目通しをしていただきたいというふうに思います。

なお、附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行するというところでございます。よろしくご審議の上、議決賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程いたします、日程第17から日程第21までの案件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

---

◎認定第1号から認定第5号の上程、概要説明、質疑、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） それでは認定第1号から認定第5号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第5号の平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を、一括上程していただきましたので、各会計ごとに提案理由を申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

それでは認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等について、次のとおり。

区分、歳入総額、金額63億5,512万1,037円。歳出総額61億4,236万4,012円。歳入歳出差引残額2億1,275万7,025円。うち基金繰入額1億7,676万9,025円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

続きまして、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊でございます。

歳入総額等については、次のとおりでございます。

区分、歳入総額、金額3億8,253万7,296円。歳出総額3億8,160万2,251円。歳入歳出差

引残額93万5,045円。うち基金繰入額、ゼロでございます。

- 2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、財産に関する調書、別冊でございます。

続きまして、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。
- 歳入総額等については、次のとおりでございます。

区分、歳入総額、金額1億272万2,984円。歳出総額1億267万784円。歳入歳出差引残額5万2,200円。うち基金繰入額、ゼロ円でございます。

- 2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊でございます。

続きまして、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。
- 歳入総額等については、次のとおりでございます。

区分、歳入総額、金額1億7,572万3,638円。歳出総額、1億7,572万3,638円。歳入歳出差引残額、うち基金繰入額、いずれもゼロ円でございます。

- 2、下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額は、別冊でございます。

続きまして、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

- 1、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、別冊。
- 歳入総額等については、次のとおりでございます。

区分、歳入総額、金額3,034万4,939円。歳出総額3,034万4,939円。歳入歳出差引残額、うち基金繰入額、いずれもゼロ円でございます。

- 2、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。
- 3、実質収支に関する調書、別冊。
- 4、町債の現在高と償還額、別冊でございます。

なお、総括概要でございますけれども、会計別決算総括表等について、副町長よりご説明申し上げますので、先ほど申し上げましたとおり、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、上程いただきました認定第1号から5号までの、平成26年度一般会計ほか4つの特別会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の各会計決算書の1ページをお開き願います。

#### 1、総括概要。

平成26年度の予算執行にあたっては、第5次新十津川町総合計画に掲げられている「豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来」の歩みをより着実に進めるために、3つの柱を重点として取り組みました。

日本経済は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う影響を受けつつも雇用・所得環境の改善に支えられ穏やかな回復基調を維持してきましたが、地方では、物価上昇の中で消費者の節約志向が高まり、消費の低迷が長引いている状況であります。そのような先行きの不透明な状況の中で、地域経済に波及効果をもたらすための積極的な公共投資と、安定した行財政運営の維持を両立するため、限られた財源の効率的な配分を行うとともに、基金への積立てや繰上償還による地方債残高の削減など、将来を見据えた財政基盤の強化に努めました。

歳入については、町税等の適正な課税・徴収、国・道支出金の積極的な活用、財政支援措置のある地方債の選択等、有利で確実な財源の確保に努めました。

歳出については、経費の節減と効率化の徹底を前提とした計画的な事業執行に努めるとともに、国の経済対策財源を最大限活用できるよう補正予算により後年度事業の前倒しをするなど、弾力的な対応も図ってまいりました。

各会計別の決算の状況は、次に示します、2、会計別決算総括表のとおりでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

#### 2、会計別決算総括表。

一般会計。

歳入。予算額64億2,705万2千円。調定額63億7,196万6,178円。収入済額63億5,511万1,037円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額28万5,307円。収入未済額1,655万9,834円。これの内訳を申し上げますと、1款町税1,357万5,851円。14款の使用料及び手数料284万8,334円でございます。これは公営住宅使用料でございます。17款財産収入13万5,649円で、これは、過年度分の町有地の貸付料でございます。

予算に対する増減は、減の7,193万963円。執行率98.9パーセント。収入率99.7パーセント。

歳出。支出済額61億4,236万4,012円。翌年度繰越額1億1,409万9千円。不用額1億7,058万8,988円。執行率95.6パーセント。歳入歳出差引額2億1,275万7,025円となります。

続きまして、国民健康保険特別会計。

歳入、予算額3億8,225万7千円。調定額3億8,895万5,380円。収入済額3億8,253万7,296円。うち還付未済額ゼロ。不納欠損額8万5,200円。収入未済額633万2,884円でございます。これは、国民健康保険税の収入未済額でございます。

予算に対する増減は、増の28万296円。執行率100.1パーセント。収入率98.3パーセント。

歳出、支出済額 3 億8,160万2,251円。翌年度繰越額ゼロ。不用額65万4,749円。執行率 99.8パーセント。歳入歳出差引額93万5,045円となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計。

歳入、予算額 1 億357万 6 千円。調定額 1 億272万2,984円。収入済額 1 億272万2,984円。うち還付未済額、ゼロ。不納欠損額、ゼロ。収入未済額、ゼロ。

予算に対する増減は、減の85万3,016円。執行率99.2パーセント。収入率100パーセント。

歳出、支出済額 1 億267万784円。翌年度繰越額、ゼロ。不用額90万5,216円。執行率 99.1パーセント。歳入歳出差引額 5 万2,200円となります。

続きまして、下水道事業特別会計。

歳入、予算額 1 億7,721万 9 千円。調定額 1 億7,706万7,822円。収入済額 1 億7,572万 3,638円。うち還付未済額、ゼロ。不納欠損額、ゼロ。収入未済額134万4,184円で、これは、1 款分担金及び負担金が122万400円、受益者負担金。2 款使用料及び手数料が12万 3,784円。これは下水道使用料でございます。

予算に対する増減は、減の149万5,362円。執行率99.2パーセント。収入率99.2パーセント。

歳出、支出済額 1 億7,572万3,638円。翌年度繰越額、ゼロ。不用額149万5,362円。執行率 99.2パーセント。歳入歳出差引額ゼロとなります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計。

歳入、予算額3,084万円。調定額3,040万7,588円。収入済額3,034万4,939円。うち還付未済額、ゼロ。不納欠損額、ゼロ。収入未済額 6 万2,649円で、これは、1 款使用料及び手数料、下水道使用料でございます。

予算に対する増減は、減の49万5,061円。執行率98.4パーセント。収入率99.8パーセント。

歳出、支出済額3,034万4,939円。翌年度繰越額、ゼロ。不用額49万5,061円。執行率 98.4パーセント。歳入歳出差引額、ゼロとなります。

合計、歳入予算額71億2,094万 4 千円。調定額70億7,111万9,952円。収入済額70億4,644万9,894円。うち還付未済額、ゼロ。不納欠損額37万507円。収入未済額2,429万9,551円。

予算に対する増減は、減の7,449万4,106円。執行率99パーセント。収入率99.7パーセント。

歳出。支出済額68億3,270万5,624円。翌年度繰越額 1 億1,409万 9 千円。不用額 1 億 7,413万9,376円。執行率96.0パーセント。歳入歳出差引額 2 億1,374万4,270円となります。

主要施策の成果につきましては、4 ページから10ページまでに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたしたいと思っております。

次に、各会計の決算の概要を申し上げます。11ページをお開き願います。

一般会計の決算の概要を申し上げます。本会計は、歳入63億5,512万 1 千円、執行率98.9パーセント、歳出61億4,236万 4 千円、執行率95.6パーセントで、差引き 2 億1,275万 7 千円の黒字決算となりました。

予算の執行にあたっては、適正な財源確保に最大限努力するとともに、消費的経費の節減など効率的な歳出の執行に努めた結果、所期の目的を達成することができました。

歳入歳出の内容につきましては、以下のとおりでございますので、後ほどお目通しをお

願いいたします。

次に、204ページをお開き願います。

5、実質収支に関する調書。一般会計。

1、歳入総額63億5,512万1,037円。

2、歳出総額61億4,236万4,012円。

3、歳入歳出差引額2億1,275万7,025円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源(1)継続費通次繰越額、ゼロ。(2)繰越明許費繰越額3,598万8千円。(3)事故繰越し繰越額、ゼロ。計3,598万8千円。

5、実質収支額1億7,676万9,025円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、1億7,676万9,025円。

次に、205ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入3億8,253万7千円、執行率100.1パーセント、歳出3億8,160万2千円、執行率99.8パーセントで、差引き93万5千円の黒字決算となりました。

以下、歳入歳出の内訳については、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、224ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。

1、歳入総額3億8,253万7,296円。

2、歳出総額3億3,160万2,251円。

3、歳入歳出差引額93万5,045円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、ございません。

5、実質収支額93万5,045円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ございません。

次に、225ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入1億272万3千円、執行率99.2パーセント、歳出1億267万1千円、執行率99.1パーセントで、差引き5万2千円の黒字決算となりました。

歳入歳出の内訳は、以下のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、240ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。

1、歳入総額1億272万2,984円。

2、歳出総額1億267万784円。

3、歳入歳出差引額5万2,200円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、ございません。

5、実質収支額5万2,200円。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ございません。

次に、241ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入歳出共に1億7,572万4千円、執行率99.2パーセントの同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

次に、254ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。下水道事業特別会計。

1、歳入総額1億7,572万3,638円。

2、歳出総額1億7,572万3,638円。

3、歳入歳出差引額は、ゼロ。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、ございません。

5、実質収支額は、ゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ございません。

次に、255ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計の決算の概要を申し上げます。

本会計は、歳入歳出共に3,034万5千円、執行率98.4パーセントの同額決算となりました。

歳入歳出の内訳は、下記のとおりでございます。

続いて、264ページをお開き願います。

4、実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額3,034万4,939円。

2、歳出総額3,034万4,939円。

3、歳入歳出差引額、ゼロ。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、ございません。

5、実質収支額、ゼロ。

6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ございません。

以上、一般会計ほか4特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 議長より指示をいただきましたので、審査結果の報告を申し上げます。

平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業及び農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算ほか4特別会計の歳入歳出決算の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり

意見書を提出する。

審査の対象、審査の期間、審査の方法につきましては、記載のとおりでございますので、省略いたします。

次に、審査の結果について申し上げます。

審査に付された平成26年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認められた。

また、予算の執行及び行財政運営については、総じて適切であると認められた。

次に、決算の概要については、記載のとおりでございます。

審査意見を述べます。11ページをお開きください。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりであります。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、支出に伴う一時的な資金不足に対しては、一時借入れを行わず基金の運用により対処するなど、財政運営についても計画的に行われているものと認める。

予算の執行にあつては、町政執行方針に基づいており、また、総じて各事業及び施設維持管理経費の節減に努めているなど、全体的に収支の均衡が保たれた決算と判断する。

しかしながら、固定資産税、公営住宅使用料等においては、収入未済額がやや増加している。歳入の確保と負担の公平性の観点から、収入未済額の削減は大きな課題であり、これらの債権管理においては、自主財源としての重要性に鑑み、納付折衝の機会を増やししながら、滞納原因に応じた対策の推進を図り、収入未済の縮減に一層努められたい。

次に、特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでありますので、省略いたします。

一般会計からの繰入金総額が2億2,300万7,254円となっており、各特別会計においては、より一層、経費の節減を図り、事業の効率化と健全化の促進に努められたい。

最後にむすびとして、意見を述べます。

平成26年度の予算執行に当たっては、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応すべく、「安全・安心なまちづくり」、「魅力と活力あるまちづくり」、「自然と共生する持続可能なまちづくり」の3点を重点事項として取り組んでおり、その事業成果は、認められるものであった。

日本経済に目を向ければ、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動、夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率の引き上げの影響を含めた物価の上昇等により、個人消費等に弱さがみられた。

このような状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を取りまとめたが、従前からの景気低迷の影響などから、地方経済は依然として厳しく、その先行きは不透明な状況にある。

本町においては、そのような状況に鑑み、将来を見据えた財政基盤の強化に努め、經常収支比率が72.2パーセント、実質公債費比率は、単年度マイナス0.5パーセント、過去3年平均2.3パーセントと、昨年度に増して低い数値を示している。また、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支で黒字を達成しているのは、財政健全化のため、町が取り組



んでいる行財政改革、地方債の繰り上げ償還などによるものと考えてる。

しかし、本町の財政は、従前に引き続き地方交付税に大きく依存しており、また、国の政策が、地方財政へ与える影響は大きく、町財政を取り巻く情勢には予断を許さないものがある。

健全な財政運営を推進するためにも、引き続き職員一人ひとりが常にコスト意識をもって効果的、効率的な事業の執行を心掛け、経費の見直し及び未収金の回収等に一層の努力を望むものである。

また、あわせて健全な財政を維持する経営の能力を養成・強化するとともに、今後の社会情勢の変化を的確に把握し、課題としている施策を着実に推進することで、住民の福祉の増進を図り、地方公共団体としての自主性及び自立性を十分発揮されることを強く期待するものであります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第5号までの審査についてであります。先に開催されました議会運営委員会において、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を進めるとの申し合わせでございます。

本案につきましては、議会運営委員会の申し合わせにより、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、議長、監査委員に選任された議員を除く9名の委員で構成する、決算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

16時35分まで休憩いたしますので、選任お願いいたします。

（午後4時22分）

○議長（長谷川秀樹君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 4 時32分）

○議長（長谷川秀樹君） 早速選任いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、決算審査特別委員会の正副委員長の選任につきまして、代表して笹木正文議員から結果の報告を願います。

10番、笹木正文君。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） それでは、決算審査特別委員会委員長に西内陽美議員、そして、副委員長には白石昇議員を選任いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今報告がございましたように、決算審査特別委員会委員長に西内陽美君、副委員長に白石昇君が選任されましたので、よろしくお願いいたします。

---

◎報告第 4 号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第22、報告第 4 号、平成26年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第 4 号、平成26年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成26年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年度新十津川町健全化判断比率。

実質赤字比率、バーでございます。連結実質赤字比率、同様にバーでございます。実質公債費比率2.3パーセント。将来負担比率、バーでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第 4 号、平成26年度新十津川町健全化判断比率の内容について、ご説明申し上げます。

平成19年に施行されました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、都道府県及び市町村等の地方公共団体の財政健全化を進めるために、財政の健全指標となる健全化判断比率を設定いただきまして、この数値を超える地方公共団体に対しては、早期健全化計画や財政再生計画の策定を義務付けるとともに、財政再生団体になった場合には、国の管理下において再生するという内容を定めております。

さらに、国では各年度の決算状況に基づいて、すべての地方公共団体の財政指標を公表することとしておりまして、平成26年度決算につきましても、9月末までに公表すること

となっております。

健全化判断比率の対象ですが、一般会計と特別会計に、一部事務組合や広域連合への負担金、分担金、さらには第3セクター等への負担金も含め、地方公共団体の歳出総計すべてが対象となっております。

この4つの健全化指標は、いずれも町の標準財政規模に対する割合で算出するものであります。標準財政規模の求め方につきましては、標準税収入額に地方譲与税と地方交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額になります。平成26年度の本町の標準財政規模を計算すると、40億7,339円となり、これが4指標を計算する分母となります。

初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額の比率であります。連結実質赤字比率は、特別会計もすべて含めた合計の実質赤字の比率となっております。いずれも黒字決算ですので、なしとなります。括弧内は、早期健全化基準ですが、それぞれ15パーセントと20パーセントが適用されます。

次に、実質公債費比率ですが、4指標で唯一数字の入っている指標でございます。これは、一般会計の公債費や特別会計の起債償還に充てた繰出金、一部事務組合等の起債償還に充てた分の負担金の合計額を、標準財政規模で割った数字を3か年平均で算出したものです。今年度は2.3パーセントとなり、前年度に比べて2.5ポイント改善されております。この指標の早期健全化基準は、25パーセント以上とされております。

最後に将来負担比率でございますが、起債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、職員退職手当の見込額などの、将来負担しなければならない実質的な負債額から、基金残高などの充当可能な財源を差し引いて、これが負債額を上回りますのでマイナスとなり、表示上は、なしとなっております。この指標の早期健全化基準は、350パーセント以上となっております。

以上、健全化判断比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、監査の審査報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） それでは、平成26年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成26年度新十津川町一般会計ほか4特別会計に係る健全化判断比率の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期間、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、平成26年度の一

般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率ですが、早期健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成26年度の一般会計、特別会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は、25パーセントとなっておりますが、平成26年度の実質公債比率は、2.3パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、早期健全化基準は、350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は、算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第4号、平成26年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第23、報告第5号、平成26年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第5号、平成26年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成26年度新十津川町資金不足比率。

特別会計の名称、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、共に資金不足比率はバーでございます。備考欄に書いてございますように、公益企業会計において、赤字額がないので資金不足比率はバーを表しております。したがって、資金不足率については、いずれもバーということでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第5号、平成26年度新十津川町資金不足比率の内容について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、前号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算出するものでございます。

公営企業は、上水道や下水道、車両運行事業等、地方公共団体が企業として経営する事業でございまして、その経営は、営業収入をもって充てるには困難な経費を除いて、原則的には、事業経営に伴う収入で経営しなければならないこととされております。

この資金不足比率は、特別会計により運営している各公営企業の資金不足の比率でありまして、本町においては、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の2会計が公営企業会計の該当となりますが、いずれも資金不足は発生しておりませんので、なしとなります。

なお、この指標での早期健全化基準につきましては、都道府県、市町村とも20パーセント以上が該当となります。

以上、資金不足比率の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

ここで、監査委員より、審査の結果報告を願います。

山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本忍君登壇〕

○代表監査委員（山本忍君） 平成26年度新十津川町資金不足比率の報告について。

平成26年度新十津川町公営企業に係る資金不足比率の審査結果について申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく平成26年度新十津川町下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率の審査を終了したので、その審査結果について次のとおり意見書を提出する。

審査の概要ですが、審査の対象、審査の期間、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計ともに経営健全化基準は、20パーセントとなっておりますが、平成26年度の実質収支額はともにゼロとなっておりますので、資金不足比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上で公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 監査委員の審査報告を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第5号、平成26年度新十津川町資金不足比率の報告についてを  
終わり、報告済みといたします。

---

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

決算審議のため、9月11日午後3時まで本会議を休会といたしたいと思っておりますので、こ  
れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、9月11日午後3時までは決算審議のため休会とし、9月11日午後3時から  
本会議を再開いたします。

なお、本会議休会后、引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第3回新十津川町議会定例会

平成27年9月11日（金曜日）

午後1時45分開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第42号 新十津川町税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第3 議案第43号 新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第44号 新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第45号 新十津川町個人情報保護条例の一部改正について  
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第46号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第47号 平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第48号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
（質疑、討論、採決）
- 第10 議案第50号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第51号 新十津川町教育委員会委員の任命について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第52号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第13 発議第4号 特別委員会の設置について  
（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第14 委員会報告第2号 経済文教常任委員会審査報告  
（陳情第1号 林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の  
充実、強化を求める意見書の採択を求める陳情）
- 第15 委員会報告第3号 決算審査特別委員会審査報告
- 第16 認定第1号 平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（討論及び採決）
- 第17 認定第2号 平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて（討論及び採決）
- 第18 認定第3号 平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について（討論及び採決）
- 第19 認定第4号 平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ



いて（討論及び採決）

- 第20 認定第5号 平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論及び採決）
- 第21 意見書案第6号 林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書（提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第22 議員の派遣承認について
- 第23 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	中畑晃君
会計管理者	乗松真寿美君
保健福祉課長	野崎勇治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	遠藤久美子君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局長	高宮正人君
------	-------

---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さま、決算審査特別委員会、ご苦労様でございました。引き続きということになりますけれども、よろしく願いいたします。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後1時45分）

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

---

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第42号から議案第50号までの議件につきましては、9月8日の定例会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますのでよろしく願いいたします。

---

◎議案第42号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第42号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 関連した質問になると思いますけれども、この改正につきましては、個人番号カードというものが導入されることによる変更ということで、そういう前提の中で、もう一度、国民に与えられる番号の制度につきまして、担当の方からちょっと説明をいただきまして、混乱している部分も無きにしも非ずでございます、町民の方は。いらないと言ってもいいし、作ってもらってもいいという、私の感じでは、非常にあやふやな中でこれが進んでいると。

なおかつ、今の軽減税率なんかも、今後、こういったカードの中でというふうなことも新聞で報道されておりますので、その点についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑 晃君） それでは、8番議員さんのご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度。最近、国会でも消費税の10パーセントにするにあたって、還元する方法ですとか、いろいろと話題になっておりまして、正直、まだまだいろいろと変わって

くるところもあるのかなという気がいたしておりますが、基本的なところから、まず入らせていただきます。

マイナンバーの主な目的としましては、3点ございます。

まずは、公平、公正な社会の実現。この部分については、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくすることによって、負担を不当に逃れることや、不正な受給の防止に役立てようとするものでございます。それによって、本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができるという趣旨がまず1点。

それから、国民の利便性の向上といたしまして、年金や福祉等の申請時に用意しなければならない書類が減りますよと。今まで、いろいろな手続きで、この書類、あの書類とお願いしていた部分が、この番号を提示することで書類の量を減らせるということで、これによりまして行政手続きも簡素化になるということから、国民の負担が軽減されるという考えの柱が1つとなっております。

最後には、やはり行政の効率化ということで、今申し上げたとおり、行政の事務の効率化が図られるとともに、災害時において、被災者台帳の作成等にナンバーを利用することで、いろんな支援が迅速に行えると、福祉の関係ですとか、いろいろな所での迅速な対応が可能になってくるということで、導入されるということになっております。

この制度は地方自治法上の法定受託事務として、新十津川町が行う事務がございまして、その中にカード、通知カードの関係で、初めは国の方から各皆さんの家庭に郵送されるわけですが、郵送された後の再交付が生じた場合の方法等について、今回、条例案等を出しているというところでございます。

今までの住基カード、住民基本台帳カードと、先だってもご質問ありましたが、それには個人番号入っておりませんので、今回、個人番号ができることによって、個人番号カードを欲しい方については、住基カードと引き換えに番号の入った、個人番号の入った個人番号カードというものに交換させていただきますよということで、これはあくまでも、申請に基づいて交付させていただくという形でございます。

もちろん、今まで住基カードお持ちでない方で、これから欲しいという方にも通知番号が届いた際に、申請書の用紙が入っておりますので、その申請書を役場に出していただくことで、個人番号カードの交付を受けることができます。いずれも、初回は無料ということになっております。

個人番号カードをもらってから、どのような使い方があるのですかということになるのですが、現在も住基カードでe-Taxという確定申告で税還付を受ける時に、ご自分のパソコンで税の申告ができるようになっているのですが、そういったことを行うための認証カードという役割も持っているものですから、住基カードと同じように個人番号カードで、自宅で確定申告等ができるというようなものが一番身近な使い方なのかなというふうには考えております。

それから、今まで私ども免許の持っている方は、いろんなところで免許の提示、本人確認のために免許の提示を求められてますけども、もちろん、免許に代わるものとして個人番号カードが利用されてくるのかなと。これは免許をお持ちでない方については、特にそのことが、顔写真も載ってきますので、大きな使い方になろうかなというふうなところが主なものです。

後は、将来的には今、貯金関係にも番号というような話もございますし、もちろん、年金関係においても番号が必要になってくるということで、これについては、1年、ちょっと遅れるような形で利用が始まるのかなと思っておりますが、その点について、この番号カードなり、番号なりが使われてくるというふうに、今のところ私も知らせを受けている部分でございまして、10月広報においても、いよいよ皆様のお手元に届きますよということで、お知らせをしたいというふうに事務局で進めているところでございます。

説明については、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、新十津川町国民健康保険税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 先日、説明あったのですが、もう一度確認したと思いますが、提案理由の中で、キャンプ村にあるロッジ、つまり、丸太小屋の事を指すのかということが1点と。

それからもう1つ、その施設の用途を廃止するという。なぜその用途を廃止しなければならないのか、その辺説明して下さい。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） まず、ロッジの場所ですけれども、現在の文化伝習館の南にございますログハウスのような、あの建物がロッジでございます。

それと、用途廃止をなぜするのかということなのですが、ロッジの利用につきましては、6月の第2回の定例会の際に、現在のふるさと公園の管理棟を壊す計画があるということで、そこから現在入っていただいている清水さん、陶芸をやられる清水さんが、あそこを出なければならないということで、ロッジに移転していただくということで、その移転費用等を補正で認めていただいたところでございます。

それで、引っ越すに際して、ロッジについては、一度、普通財産として認めていただきまして、貸し付けるというような手続きになりますので、ここで、このふるさと公園の設置及び管理に関する条例からロッジを外すという手続きを取っているということでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） であると、ロッジ、要するにログハウスなのですが、何棟もあるのですが、全部の事を指すのですか。違うの。

○議長（長谷川秀樹君） もう一度、ちょっと誤解しているみたいなので。

○産業振興課長（後木満男君） ロッジなのですけれども、サライの方のロッジの方ではなくて、文化伝習館、陶芸ですとか織物をする、あの建物の南側にある、少し茶色のログハウスの建物、あちらになります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、新十津川町ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第45号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 今ほど住民課長の方から、個人番号カードの内容の詳しいことをお聞きしました。ちょっと疑問に思うのですが、今言ったような目的で使われるカードが、一定期間経ったら自分でお金出して替えなければならないという理屈がわからないんですよね。どう考えても。表現が悪いかもしれないのですが、行政の福祉だとか税だとか、そういったものの利便性を確保するような形の中で使われて、個人に番号がふら

れます。それを作ります。一定期間経ったらそのカード更新ということですよ。これ何年なのか私詳しいこと分かりませんが。その次に、また、お金とりますよという、これ条例なんですよ、これね。

どうして、また、更新期間が来たら無料でそれを出してやるという、そういう配慮ができないのか、ちょっと疑問なのですけども、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） それでは8番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、カードは2種類あるわけなんですけども、先般もご説明させていただいた中で、紛失したり汚損したりして交換が必要になった方に対して、再交付する場合はというところで、この500円。つまり、住民の方の責務が生じた場合には、手数料をいただいて交換することになりますよという内容でございます。

そこで、通知カードなのですが、通知カードは有効期限というものがございません。一度、付番された番号は、一生変わることありませんので、通知カードは一生のものでございます。紛失しない限りはそのまま有効だということでございます。

ただし、個人番号カードを受け取った方は、その時に通知カードを返していただくようなことになるわけなんです。そこで、じゃ個人番号カード、有効期限どれくらいあるのかということになりますが、未成年の方については、5年間。それから、成人の方については10年間の有効期限がございます。有効期限内に自ら紛失したり、汚損しない限りは使えるのですが、次、更新する時どうするのと、有料で更新なんですかというご質問だと思います。

そこで、残念ながら、まだ総務省の方から正確な更新時の料金ですとか、そういったものが示されておりませんので、そのことが明らかになった時に、また、議会の方をお願いするようなことが生じるかもしれません。私の方で、お答えできることはこのような状況でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君

○9番（長名實君） 関連しますけど、最近のテレビ見ると水害ばかりなのですが、そういう場合は、どういうことになるのですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（中畑晃君） おそらく、災害時に紛失した場合とか。それについても、お答えできる材料は持ち合わせておりません。具体的に、まだ、こまごまとしたQ&Aというものは、なかなか揃ってなくて、お答えする材料は持ち合わせていないことで答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第47号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） まず24ページ、農林水産業費の中の林業振興費からお聞きします。有害鳥獣駆除対策事業についてなのですが、決算審査の中でも猟友会が高齢化が進んでいるというお話がございましたが、今、このわなをかける、くくりわなですね、免許がいるわな。そのわなの免許を持っている方の数と免許の更新、毎年更新されていると思うのですが、その更新されている状況。

また、町の方でその更新を促すような取組みはされているかどうか。この3点お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは、6番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、わな免許の関係ですけれども、申し訳ございません、ちょっと手元に数字がございません。

更新につきましてですが、わな免許の更新につきましては、現在、猟友会あるいは鳥獣被害の防止の協議会を通じまして、できるだけ更新をしていただきたいということで、周知はしているところなんですけれども、全ての方が更新していただいているということには、なかなかないのが現状でございます。そのようなことで、周知はさせていただいているということでございます。

免許の取得については、少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、免許の取得数は後ほど回答するということで。

ほかに質疑ございますか。

6番、西内陽美君。



○6番（西内陽美君） 28ページ、教育費4項1目社会教育総務費の文化スポーツ母村交流事業についてお伺いします。

当初予算になかったものですから、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。日程や人数、また、その年齢構成、負担金の補助割合についてお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） それでは6番議員さんのご質問にお答えいたします。

今回補正いたします、文化スポーツ母村交流事業につきましては、新十津川尚武会と十津川剣道クラブの交流ということで、5年ごとに剣道をとおして母村交流を行っているところなのですが、今年度につきましては、11月の14日から16日までの2泊3日の日程で、尚武会の方が向こうに出向かれて交流をするという内容でございます。

それですね、一応、積算根拠として考えておりますのは、会員の方25名が向こうに出向くということで、交通費などの合計の内、3分の1分を負担しようとするものでございます。

それですね、参加されるというか、行かれる方の年齢構成等というお話だったので、今、会の方で出席の確認を最終的に取りまとめているということで、今回の補正予算につきましては、一応、概算25人くらい行くだろうということで、確定の名簿はまだいただいていませんので、詳しい内容については、ちょっと申し上げられません。申し訳ありません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 年齢構成詳しくわからなくても構わないのですが、成人の方なのか、小学生、中学生といった、そういった子供さんたちが入っているのかどうか、そういった人数の構成ですね、そこを教えていただくと有難いと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（遠藤久美子君） はい、今回、行かれる方は成人の方でして、お子さんについては参加いたしません。一応、確認しているのは、会長を筆頭に、会員さんということで成人の方限定です。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成27年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第49号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第51号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第51号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和217番地10。氏名、荒山直人。昭和37年4月2日生まれてございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

荒山直人氏におかれましては、議員各位もご承知のことと存じますが、本年、5月7日に開催されました臨時議会において、鈴井前教育委員の後任として教育委員に選任同意をいただいたところでございます。鈴井前教育委員の残任期間が今年9月末ということ

になっておりますので、再任を願いたいということでございます。

荒山氏においては、現在、教育委員として豊富な経験を生かし、精力的に活動をされ、本町の教育行政の振興発展にご尽力をされているところでありますので、引き続き、再任同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第52号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました議案第52号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字花月46番地2。氏名、松原敬典様。昭和30年2月18日生まれ。

提案理由でございます。地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

松原氏は、平成21年10月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、本年9月30日を持って2期目6年間、固定資産評価審査委員会の委員として満了になり、精力的に活動をしていただきました。引き続き、固定資産評価審査委員として選任をいたしたく、同意を求めるものでございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第47号の質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは、先ほどの6番議員さんの質問に対する答弁漏れの部分で、産業振興課長より答弁いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは議長のお許しを得ましたので、先ほどの6番議員さんのご質問にお答えいたします。

わな免許の取得者数ですけれども、平成26年度で32名となっております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、よろしいですね。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、発議第4号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

議会運営委員長、青田良一。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは、発議第4号の内容についてご説明を申し上げます。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

この根拠につきましては、新十津川町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出するものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

特別委員会の設置について。

新十津川町議会に、次の特別委員会を設置するということでございます。

提案理由といたしまして、新十津川町議会委員会条例第5条の規定により、議決を求めるものであるという内容でございます。

1といたしまして、特別委員会の名称でございますが、庁舎建設特別委員会。

2といたしまして、この特別委員会への付議事件でございますが、新役場庁舎建設に求められる機能及びあり方並びに庁舎と敷地の一体的な有効活用等について、調査をいたすものでございます。そういった内容の付議事件でございます。

3、委員の定数でございますが、10名といたしたいとするものでございます。括弧書きで書いてありますが、議長を除く全議員という考え方でございます。

4番目、期間でございますが、平成31年4月30日まで閉会中の継続審査とするといった内容でございます。

議員各位もご存じのとおりでございますが、新しい庁舎建設に向けて、町長の方からお話ございましたので、これに向けて議会としてもいろんな角度から調査研究を行っていききたいという趣旨の内容の特別委員会でございます。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。それでは、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の選任をしていただきたいと思います。

休憩をいたしますので、その間に選任をして頂きたいと思っております。

14時35分まで休憩いたします。

（午後2時21分）

---

○議長（長谷川秀樹君） それでは、選任が終わったようですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時35分）

---

○議長（長谷川秀樹君） 庁舎建設特別委員会の正副委員長の選任につきましては、代表して長名議員から結果の報告を願います。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） それでは、年長の者がということで、私が発表させていただきますが、庁舎建設特別委員会委員長に笹木議員、それから、副委員長に鈴木議員にお願いをいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、報告がありましたように、庁舎建設特別委員長に笹木正文君、副委員長に鈴木康裕君が選任されましたので、よろしく願います。

---

◎委員会報告第2号の報告、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、委員会報告第2号、経済文教常任委員会審査報告、陳情第1号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛てに報告されていますので、所管の経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、安中経人君

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただいま、議長より指示がありましたので、経済文教常任委員会に付託された審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案等の番号、陳情第1号、件名、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の採択を求める陳情。

審査結果については、採択すべきものと決定したものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告が終わりました。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、採択と決定しました陳情第1号につきまして、意見書を審議する必要があります。

議案配布のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〈議案の配布〉

---

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。  
議会議務局長。

○議会議務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。  
皆様にお配りしております議事日程を、ご覧いただきたいと思っております。

日程第22の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第23とし、日程第21の議員の派遣についてを日程第22とし、日程第20の次に日程第21として、意見書案第6号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

---

◎委員会報告第3号の報告、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、委員会報告第3号、決算審査特別委員会審査報告を議題といたします。

本件につきましては、9月8日の定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を、決算審査特別委員長よりお願いいたします。

決算審査特別委員長、西内陽美君。

〔決算審査特別委員長 西内陽美君登壇〕

○決算審査特別委員長（西内陽美君） 議長のご指示をいただきましたので、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された、次の認定議案について審査を終えたので新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記書き、認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

1、審査の経過、平成27年9月8日開会の第3回定例会で当委員会に付託された、平成26年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、平成27年9月8日から11日まで



の4日間にわたり、所管担当課の説明を聴取し審査を行った。

2、審査結果、認定すべきものとする。以上で報告終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 決算審査特別委員長の審査結果報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

◎認定第1号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成26年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎認定第2号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成26年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎認定第3号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成26年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### ◎認定第4号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成26年度新十津川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### ◎認定第5号の討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成26年度新十津川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、意見書案第6号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただいま、議長より指示がありましたので意見書案第6号について、ご提案申し上げます。

記載のと通りの提案代表として、私がここで提案をいたします。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書ということで、このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するというごさいます。

1ページをおめくりいただきたいと思ひます。意見書案でございませう。読み上げて提案をいたします。

林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、様々な取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みを更に加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望するということで、3点をこれから述べます。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5パーセント分を最大限確保するため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確

保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、森林整備加速化・林業再生対策を恒久化し、財源を確保するという一方で、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというような内容でございます。

皆さんに同意をいただいたならば、9月11日、北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上が内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣といたします。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第22、議員の派遣承認についてを議題といたします。

事務局より内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 議員の派遣承認についてご説明申し上げます。

はじめに、市町村職員中央研修所主催の市町村議会議員特別講座Ⅱ、政策立案コースです。日程は10月28日から30日の3日間。場所は千葉県千葉市であります。派遣議員は、西内議員でございます。経費につきましては、概算で6万5千円です。

次に、全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員研修、地方分権の動向と自治体の行政改革です。日程は11月3日から6日の4日間。場所は滋賀県大津市であります。派遣議員は、青田議員でございます。経費につきましては、概算で9万2千円です。

次に、全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員研修、議会改革を考える、先進

事例に学ぶ住民参加・情報公開です。日程は11月8日から10日の3日間。場所は滋賀県大津市であります。派遣議員は、笹木議員でございます。経費につきましては、概算で8万8千円です。

次に、全国市町村国際文化研修所主催のトップマネジメントセミナー、人口減少社会に対応した行政運営です。日程は11月11日から13日の3日間。場所は滋賀県大津市であります。派遣議員は、安中議員でございます。経費につきましては、概算で8万8千円です。

以上、議員の派遣承認の明細でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま議会事務局より説明があったとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第74条の規定により、派遣要求のあったとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第23、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆様のお手元にお配りをしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成27年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員